

目標 3

子ども・若者が自分らしく健やかに成長できる環境づくり

施策6 子どもの様々な学び・体験機会の提供

【第5次計画における主な取組み】

- 様々な体験や交流を通じて、子どもたちの自主性や人間性を育むため、科学館において子どもたちが興味に応じて主体的に学習できる展示などを行ったほか、各種施設等において、文化芸術や読書、スポーツ、自然体験、動物愛護、環境問題など様々な体験機会を提供しました。また、アジア太平洋子ども会議・イン福岡による国際交流を支援しました。
- 小・中学生の職場見学や職場体験を実施し、勤労観や職業観を育みました。また、公民館などにおいて家庭教育に関する学習機会を提供するなど、子どもの基本的な生活習慣や基本意識、自立心などを育みました。
- 子どもたちの健やかな心身の育成を図るため、情報モラルや食育を推進するとともに、主に思春期を迎える子どもを対象として、家族のふれあいの大切さや正しい性知識、生命の尊さなどを学ぶ機会を提供しました。

【現状と課題】

- ◆ 文部科学省が2023(令和5)年度に実施した調査によると、福岡市内の児童生徒で、「将来の夢や目標を持っている」について、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合は、小学生で約8割、中学生で約7割となっていますが、コロナを契機に低下しています。
- ◆ 文部科学省によると、体験活動は自尊感情や自己肯定感、自律性、協調性、積極性といった非認知能力の上昇や物事に対する意欲の向上に効果があるとする一方で、少子化や子どもたちの生活の多様化、家庭環境の変化などにより、子どもの体験の場や機会は減少傾向にあることが指摘されています。
- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、約半数の子どもが地域活動やボランティア活動へ参加したいと回答していますが、その割合や実際の参加経験は減少傾向にあります。一方で、子どもたちから、様々な体験機会の充実を求める声があります。
- ◆ 市の調査によると、朝食を毎日食べていない小・中学生が増加しているなど、子どもたちの健全育成に向けた教育や啓発などが引き続き求められています。

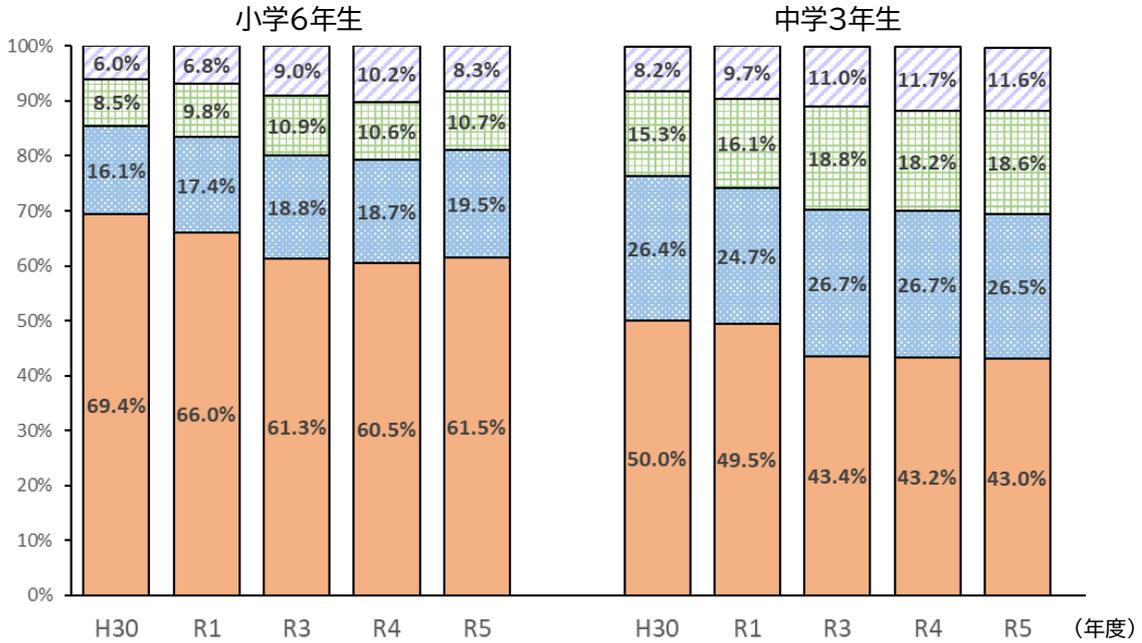
【施策の方向性】

- 子どもが将来に夢や希望を持ちながら、次代を担う人材として健やかに成長していけるよう、自己形成や社会的自立に向けた取組みを促進するとともに、様々な体験機会の充実を図るほか、健やかな心身の育成に取り組めます。

【関連データ等】

○将来の夢や目標を持っているか(小学6年生及び中学3年生)

■当てはまる ■どちらかといえば、当てはまる □どちらかといえば、当てはまらない □当てはまらない

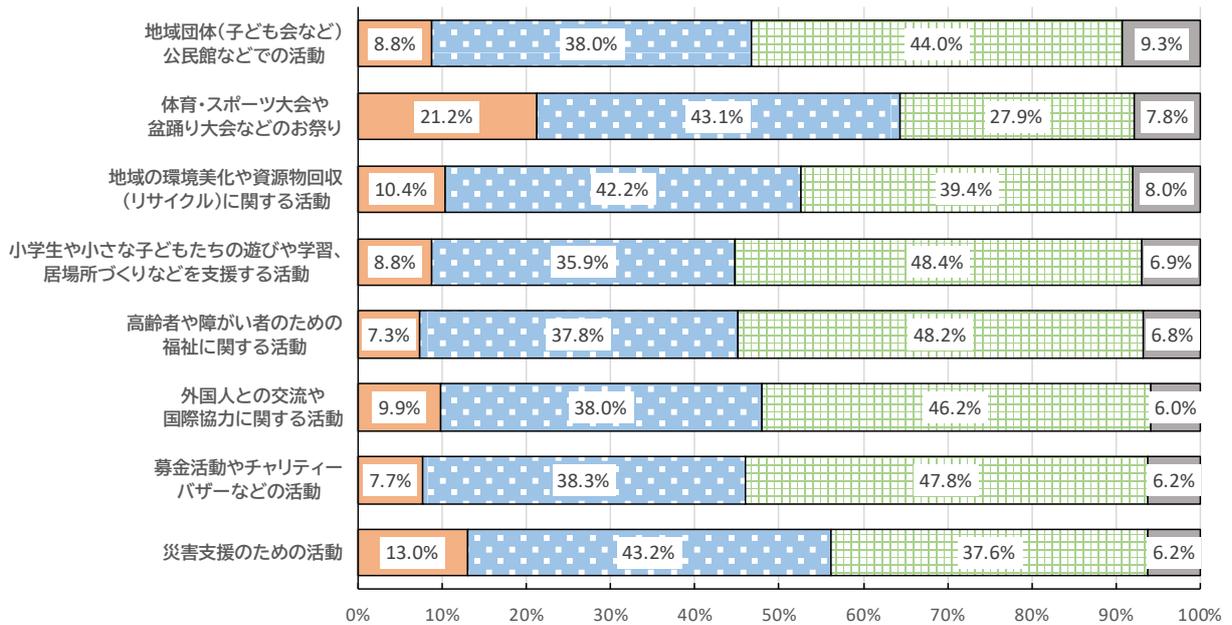


※R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止

(参照:文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

○地域での活動等に関する今後の参加意向(中高生等本人)

■積極的に参加したい ■きっかけがあれば参加したい □参加するつもりはない ■無回答



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

【主な取組み】

①自己形成や社会的自立に向けた取組み

- ・小学校や中学校の段階から、社会人による講話、動画教材の視聴や職場体験など、勤労観や職業観を育てる教育を推進します。
- ・小・中学校において、地域や家庭と一体となって、子どもの道徳性を育む取組みの充実を図ります。
- ・思春期を迎える子どもに、学校において、家族のふれあいの大切さや、親の役割、正しい性知識や生命の尊さに関する学習機会を提供します。
- ・男女共同参画の視点から、性別にとらわれないキャリア形成について考える機会を提供するため、中学校へ講師を派遣する出前セミナーを実施し、福岡市の将来を担う多様な人材を育成します。
- ・公民館などにおいて、保護者などを対象とした家庭教育に関する学習機会の提供を通じて、子どもの基本的な生活習慣、規範意識、自立心などの育成に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
職場体験学習事業	社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけることができるよう、職場体験や様々な世代との交流を通じて、勤労観・職業観を育成
子ども職業体験	子どもたちが水道事業への理解・関心を持ち、水を大切にできる心がけを受け継いでもらうため、水道局職員による職業体験イベントを実施
アントレプレナーシップ教育～ふくおか立志応援プロジェクト～	児童生徒が、自分の将来に夢や希望を持ち新しいことにチャレンジしていく意欲を育成
ものづくり体験	小・中学生、高校生を対象に、技能職者によるものづくり体験講座を実施
ティーンエイジャー教室(施策3再掲)	小・中学生、高校生などに対して将来親となるために必要な保健知識の学習機会を提供することで、母性・父性の健全育成を図る
中学生向け出前セミナー	中学生を対象に、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めるセミナーを実施
公民館における家庭教育の機会の提供	子どもたちの基本的な生活習慣や生活能力、自制心、自立心、豊かな情操、他人に対する思いやりなどを育む家庭教育学級や、育児に関する学習機会及び孤立しがちな乳幼児保護者の交流の場を提供する乳幼児ふれあい学級を実施
はたちのつどい(成人の日記念行事)	大人としての自覚を促し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます、成人の日記念事業を実施

②様々な体験機会の充実

- ・様々な分野における体験機会の提供を通じて、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、主体性や創造性、社会性などを育み、一人ひとりの可能性を広げます。
- ・科学館において、子どもたちが興味に応じて自由に、自発的に学べる展示や演示、学校や地域へ出向いての体験学習など、多彩な科学体験活動を展開するとともに、市民、大学、企業などの多様な主体と連携し、魅力的な事業を展開します。
- ・背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家において、自然豊かな立地環境を活かした様々なプログラムを実施します。
- ・子どもたちが創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身につけることができるよう、学校などと連携を図りながら、様々な文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、図書館、学校が連携し、読書活動への理解と関心を高める取組みを進めます。
- ・子どものスポーツ活動を促進するため、体育館やプール、公民館、学校などにおいて、各種スポーツの教室や体験事業を実施します。
- ・動物愛護や水道に関する出張授業、環境問題に関する体験学習など、身近な事柄を通じて社会の仕組みを学ぶ機会を提供し、多様な体験活動を推進します。
- ・子ども会育成連合会などを支援するとともに、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施のため活動経費の一部を助成するなど、地域における子どもの活動の活性化に取り組み、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進します。
- ・地域に居住する外国人やその子どもたちとの交流を深め、地域の国際化を推進するとともに、アジア太平洋こども会議・イン福岡の開催事業を支援するなど、子どもたちが異文化とふれあい、豊かな国際感覚を身につけられるよう、様々な国際交流の機会の提供に努めます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
福岡市科学館	子どもから大人まで幅広い世代の人々が科学を楽しく体験できる施設として、展示や演示、アウトリーチなど多彩な活動を展開
子どもがつくる仮想のまち	子どもたち自身が仮想のまちをつくり、仕事や遊びを通してまちの仕組みを体験することにより、主体性や創造性、コミュニケーション力などを育むとともに、福岡市のまちづくりへの参画意識を醸成する契機とするイベントを開催
背振少年自然の家・海の中道青少年海の家	野外活動を通じて自然の豊かさや大切さを学び、子どもたちの豊かな心と健康な体を育むため、小・中学校自然教室などの受入れや、子どもまたは家族を対象としたイベントを実施

名 称	概 要
海っ子山っ子スクール	海や山に囲まれ、自然に恵まれた環境の中で、地域との交流を大切にし、自然を生かした教育活動を行っている小規模の小学校に通学することにより、豊かな人間性を育み、自然を愛する心を培う
子ども文化芸術事業の支援	子どもたちが文化芸術を鑑賞・体験できる機会の創出を目的に、(公財)福岡市文化芸術振興財団が小学校などで実施する音楽・ダンス・日本伝統文化・国際文化・美術などのワークショップを支援
対話型アート鑑賞体験の推進	美術館・アジア美術館・博物館での対話型アート鑑賞体験を推進するため、小学校への貸切バス代等を助成
スクールツアー	児童生徒がより興味・関心を持って美術作品と接し、深く理解できるよう、美術館と学校が連携し、ボランティアによるコレクション展示作品の対話型鑑賞ツアーを実施
夏休みこども美術館	展覧会やワークショップ、ギャラリートーク、本などの様々な「入口」を設け、子どもたちが自らの興味で選択し、楽しみながら美術について体験できる機会を提供
ファミリーDAY	未就学児から小学生くらいまでの子どもとその保護者を対象に、美術館内各所で様々なワークショップを実施し、家族で美術を楽しみながら体験できる機会を提供することで、美術を通して家族同士の楽しみの共有や対話を促進
どこでも美術館	小・中学校に鑑賞教材(所蔵作品のレプリカや実物作品)を貸し出すほか、離島の小・中学校や特別支援学校へのアウトリーチ活動などにより、子どもたちの作品鑑賞の機会を提供
みんなのミュージアム	子どもを中心としてその保護者なども対象に、博物館での講話、展示室見学、体験学習などを通して、郷土の歴史と文化に対する理解を促進
子ども読書活動の推進	子どもと本をつなぐ環境づくりを推進するため、ポスターやホームページなどでの「共読」や「子どもと本の日」の啓発、また、絵本月間など様々な読書行事を通して、子どもの読書活動に関する理解と関心を高める活動を実施
こども図書館	あらゆる年齢層の子どもたちが、いつでも読書の楽しさに触れることができるよう、図書等の収集・提供を行い、子どもと本をつなぐ機会や情報提供の充実を図る
スポーツ体験ランド	子どもがスポーツを体験し、楽しさを感じ、継続的に実施していくきっかけづくりとして、競技スポーツをはじめ、ニュースポーツ、パラスポーツを体験できるイベントを各区で実施
アビスパ少年少女サッカー教室	子どもの体力向上や健全育成等を図るため、アビスパ福岡のコーチを幼稚園や小学校等へ派遣する、巡回型サッカー教室を実施

名 称	概 要
アビスパ福岡心の教育プロジェクト	子どもの健全育成等を図るため、アビスパ福岡のコーチ等を小学校へ派遣し、夢に向かって目的と手段をあわせて考えることの大切さ等を伝える、特別授業を実施
親子サッカー教室	親子が一緒にサッカーを楽しみ、トップレベルのプレーに触れる機会を提供するため、アビスパ福岡の選手等が参加する親子サッカー教室を実施
夏休みプール開放事業	夏休み期間中における子どもたちの健康・体力の増進と健全育成を図るため、市民プールや民間スイミングクラブ等が無料で2回利用できる事業を実施
小学校等での動物愛護事業	動物愛護管理センター職員が小学校等に出向き、命を大切にす る心、ペットの飼い主の責任についての講座を実施
フクちゃんのこども水道教室	水の大切さ、水道水の安全性やおいしさを知り、水道に対する理 解を深めるため、小学校に出向いて水道に関する説明を行う出 前授業を実施
こども水たんけん隊	水源地域・流域を訪ね、自然の中での体験を通して水源かん養 林の働きや水の大切さを学ぶとともに、森林を守っている地元の 人たちとふれあう交流事業を実施
環境わくわく出前授業	環境教育・学習人材リスト登録者を講師として学校等へ派遣し、 環境学習授業・講座を実施
地域子ども育成事業	地域における子どもの健全育成活動への講師派遣や、子どもた ち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事・活動への助成 をするほか、中高生のリーダーシップを育む研修を実施するな ど、子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進
子ども会育成連合会の支援	子ども会活動の振興を図るため、市及び区子ども会育成連合会 の行う事業(体育、文化、ジュニアリーダー育成)に対して助成
公民館で行う子ども向け事業	子どもの健全育成に向けて、地域の団体やボランティア、公民館 サークルなどと連携し、体験活動などの地域ぐるみの活動を実施
PTAの活動支援	家庭と学校と地域を結ぶ存在として、PTAの自主的な活動を支 援するため、研修会等を開催
アジア太平洋子ども会議・イン福 岡	アジア太平洋諸国地域の相互理解の促進、国際感覚あふれる 青少年の育成を図るため、NPO法人アジア太平洋子ども会議・ イン福岡が実施するアジア太平洋諸国地域の子どもの招へ い事業等を支援

③健やかな心身の育成

- ・子どもたちの健やかな心身の育成に向け大切な時期である学齢期に、基本的な生活習慣を身につけられるよう、運動、食事、睡眠のバランスのとれた生活の大切さについて学習を行うとともに、家庭教育の重要性について理解を深める取り組みなどを進めます。

- ・学齢期は、幼児期からの望ましい食習慣や生活習慣を確立し、家庭の食事や学校給食を通じて食に対する興味や関心を高めていく大切な時期にあたるため、家庭や地域における共食の機会やコミュニケーション機会の促進を図るなど、食を楽しみながら健全な食習慣を身につけられるよう取り組みます。また、学校ごとに「食育指導計画」を作成し、学校の教育活動全体を通じて広く食に関する指導を行います。
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身につけられるよう指導の充実を図ります。
- ・交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)による被害者・加害者を生まないため、子どもの発達段階に応じた教育など予防啓発を推進します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
家庭教育支援事業	学校やPTAと連携し、子どもの基本的な生活習慣の定着やスマートフォン等の適切な使用など、家庭での教育の重要性について理解を深める講演会や学習会などを実施
食育推進	「福岡市食育推進計画」に基づき関係局・区、関係団体等との連携により全市的な食育の推進及び普及・啓発を図る
学校等における食育の推進	健全な食習慣を身につけることができるよう、学級担任等と栄養教諭等が連携した食に関する指導を推進し、給食献立を活用した授業や給食時間の食に関する指導を実施
情報モラル教育の推進	発達段階に応じて様々な情報への関わり方の指導を行うことで、各種メディアに対する正しい向き合い方や活用能力の向上を図る
くらしに役立つ消費生活講座	物やお金の大切さ、計画的な使い方について、ゲームなどを通して親子で楽しく学ぶ講座を開催
消費者教育講座	悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、中学校、特別支援学校、高等学校に出向き、消費者教育講座を実施
デートDV防止教育	人権読本「ぬくもり」や男女平等教育副読本「わたしらしく生きる」にデートDVに関する題材を掲載するとともに、市立中学校・高校を対象にしたデートDV防止教育講演会を実施

【成果指標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
子どもや若者が様々な体験をしながら、次代を担う人材として成長できると感じる高校生以下の子どもがいる世帯の割合	65.8%	増加

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
職場体験学習の実施校数(中学校)	69校 (全校実施)	全校実施	
背振少年自然の家の延べ利用者数	15,825人	22,500人	
海の中道青少年海の家延べ利用者数	52,461人	65,000人	
好ききらいをしないで、栄養バランスを考えながら食事をしている児童生徒の割合	児童	78.7%	検討中 (次期教育振興基本計画の検討に合わせて設定予定)
	生徒	78.4%	
携帯電話などの使い方について、家族と約束を決めて、それを守っている児童生徒の割合	児童	82.9%	検討中 (次期教育振興基本計画の検討に合わせて設定予定)
	生徒	75.9%	

施策7 子ども・若者が安心して過ごせる場づくり

【第5次計画における主な取り組み】

- 放課後や長期休業などに子どもたちが安全に過ごしながらか、主体的に活動できるよう、放課後児童クラブを運営し環境整備に取り組むとともに、わいわい広場の実施校数を拡大しました。
- 中央児童会館(あいくる)において、常設の「遊び・体験・交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や親子遊び、季節のイベントなどを実施しました。また、地域に身近な公園を整備するなど、安全に安心して活動できる場や機会を確保・提供しました。
- 中高生などが気軽に立ち寄り、自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、地域において居場所づくり活動を行うNPOやボランティア団体などに対する支援を強化しました。
- 家庭、学校、地域、関係機関などと連携し、青少年の非行防止活動や健全育成事業を推進しました。
- インターネット利用による被害の防止や薬物乱用防止に関する啓発を行いました。

【現状と課題】

- ◆ 共働き世帯の増加などにより、放課後児童クラブのニーズがさらに高まっています。
- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、小学生・中学生・高校生等の保護者が、地域で子どもを健全に育むために特に必要と考えることとして、「子どもたちがのびのびと遊べる施設や場所の充実」、「子どもたちが安心して過ごせる場所の充実」を求める声が多くなっています。また、小学生の保護者からは雨の日や猛暑日に利用できる屋内の遊び場などを求める声が多くなっています。
- ◆ スマートフォンの保有開始年齢や薬物乱用の低年齢化が指摘される中、青少年の犯罪被害防止に向けた啓発や非行防止・健全育成の取り組みが一層求められています。

【施策の方向性】

- 小学生が放課後などに安全に過ごせる居場所や、中高生が気軽に立ち寄り自由に過ごせる居場所の充実を図ります。また、子どもたちが安全に遊び、活動できる場づくりを進めるとともに、非行防止・健全育成活動を推進します。

【関連データ等】

○放課後児童クラブの入会児童数の推移

(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
16,880	18,065	17,084	17,492	18,134

(福岡市教育委員会調べ)

○中央児童会館(あいくる)の延べ利用者数の推移

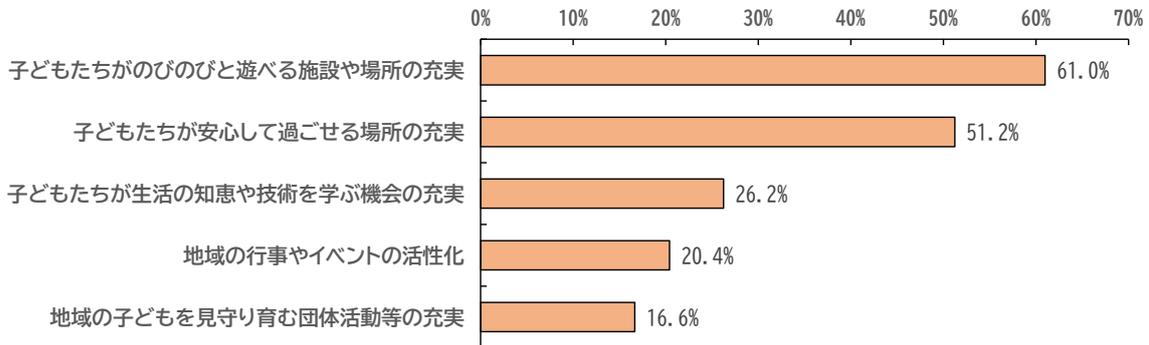
(単位：人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
133,959	56,741	60,834	98,606	133,311

(福岡市こども未来局調べ)

○地域で子どもを健全に育むために特に必要だと思うこと(小学生の保護者)

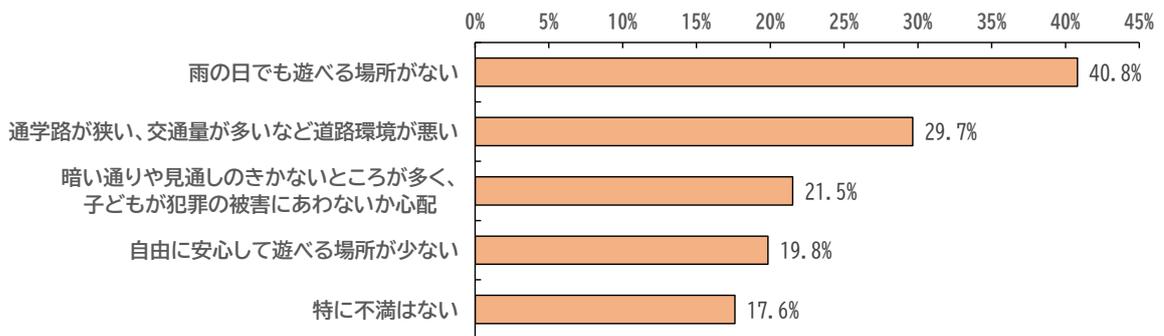
(3つまで選択可) ※上位5つを抜粋



(参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

○居住地の子育て環境で不満なこと(小学生の保護者)(3つまで選択可)

※上位5つを抜粋



(参照：令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

【主な取組み】

①放課後等における居場所の充実

- ・放課後等に児童が帰宅しても保護者の就労などにより不在である家庭の子どもたちが安全に過ごせるよう、学校や地域、保護者などの協力を得て放課後児童クラブを運営します。
- ・放課後等に自由に安心して遊べる場として、小学校の校庭などを活用してわいわい広場を実施します。また、放課後児童クラブや学校などと連携するとともに、より子どもたちが主体的に活動できる場になるよう事業の充実に取り組みます。
- ・子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。(施策12再掲)

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
放課後児童クラブ	保護者の就労などの理由により、小学校の授業終了後・学校休業日に家庭で適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る
わいわい広場(放課後等の遊び場づくり事業)	子どもの心身にわたる健全育成を図るため、児童にとって身近で使い慣れた小学校施設を活用し、放課後などに自由に安心して遊びや活動ができる場や機会づくりを推進
放課後等デイサービス(施策9再掲)	就学している障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進
子どもの食と居場所づくり支援事業(施策12再掲)	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体(いわゆる子ども食堂)に対し、補助金交付等の支援を実施

②中高生の居場所の充実

- ・中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所づくりを推進するため、コーディネーターを配置し、居場所の立ち上げや運営方法、活動内容などに関する相談対応や情報提供、居場所運営の担い手となる人材の育成などを行うとともに、居場所を開設・運営する団体に対して、開設費や運営費の支援を行います。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
中高生の居場所づくり事業	中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由に過ごせる居場所づくりを推進するため、居場所運営に関する相談対応や情報提供、人材育成などを実施するとともに、居場所を開設、運営する団体に対して事業費を助成

③遊び・活動の場づくり

- ・中央児童会館(あいくる)において、常設の「遊び・体験・交流の場」を提供し、親子遊びやクラブ活動、季節のイベントなどを実施します。また、アウトリーチ活動として、市内の公民館や体育館などに出向き、遊びのプログラムを実施します。
- ・安全に楽しく遊べる公園づくりや、市街地に残る貴重な樹林地の保全を進め、子どもが屋外で自然とふれあいながら安全に楽しく活動できる場の確保を図ります。
- ・公園など子どもが利用する施設の整備や運営にあたり、ワークショップ等への子どもの参加を促すなど、子どもの意見を取り入れた遊び場づくりや体験機会の充実に取り組みます。
- ・都市公園の整備や再整備にあたっては、子どもが安心して遊べる空間づくりや、親も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、子どもが多様な遊びができる場づくりを推進します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
中央児童会館(あいくる)	子どもたちの健全な育成を図るため、「遊び・体験・交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や季節のイベントなどの様々な催しものやアウトリーチ活動を実施
身近な公園整備事業	地域住民からより愛着を持って親しまれる公園を目指して、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて身近な公園の整備を進めるとともに、多様な公園ニーズへの対応を促進
公園再整備事業	都市公園などの再整備において、見通しの確保などにより子どもが安心して遊べる空間づくりや保護者も安心してそれを見守り快適に時間を過ごすことができる公園内の居場所の確保、多様な遊びができる場づくりを推進
インクルーシブな子ども広場整備事業	誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施

④非行防止・健全育成活動の推進

- ・非行の未然防止や早期発見のため、家庭や学校、地域コミュニティ等の機関・団体と連携し、非行防止活動の推進に取り組みます。
- ・「青少年を見守る店」の登録や少年愛護パトロールなどの活動を通じて、地域における子どもの見守りを推進します。
- ・携帯電話販売代理店、有害図書類の取扱店などへの立入調査を実施します。また、携帯電話販売代理店においては、18歳未満の者が使用する携帯電話等についてフィルタリングサービスの説明や利用勧奨を行っているかなどを確認します。
- ・インターネットやSNS、スマートフォンなどの適切な利用や青少年の被害防止を進めるため、フィルタリングソフトの導入や家庭内のルールの設定などに関する啓発を行います。

・近年、特に低年齢化している薬物乱用や、エイズなどの性感染症、喫煙・飲酒などを防止するため、子どもの発達段階に応じた教育や啓発活動を行い、家庭や地域における取組みを支援します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
区青少年育成推進事業	区において、地域・学校・関係機関と連携しながら、健全育成・非行防止・啓発活動など、地域に根ざした各種青少年育成事業を推進
少年愛護パトロール	地域社会の不良環境及び健全育成上の阻害要因と考えられる諸問題等を早期に発見し、その実情に即した対策及び指導を推進
携帯電話販売代理店、有害図書類の取扱店などへの立入調査	7月の「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」及び11月の「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」に合わせ、県の青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施
インターネットやSNSの適切な利用に関する啓発	児童生徒に対しては、啓発リーフレットや動画等を使用して、各教科や道徳の時間などで情報モラル教育を実施するとともに、保護者に対しては、スマホやインターネットなどについて学ぶ学習会へ講師を派遣するほか、中学校の入学説明会でメディア啓発リーフレットを配布
薬物乱用防止啓発事業	若年層の薬物乱用問題に対する認識を高めるため、啓発イベントや街頭キャンペーンを実施

【成果指標】

項目名		現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
自分はひとりぼっちだと感じるがよくある子ども・若者の割合	中高生等	7.1%	5%未満
	若者	6.8%	

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
中央児童会館(あいくる)の延べ利用者数	133,311人	145,000人
わいわい広場の実施箇所数	145校 (全校実施)	全校実施
地域で中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所の支援団体数	17団体	33団体
身近な公園の整備における子どもが参加したワークショップの割合(5か年平均)	89.0%	90%以上
青少年を見守る店の登録数	672店舗	現状程度を維持

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	見込み	利用者数(人)	19,505 (R6.4.20)	20,100	20,700	21,200	21,800	22,300
	確保方策	利用者数(人)	18,274 (R6.4.20)	20,500	21,000	21,500	22,000	22,500

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

施策8 悩みや問題を抱える子ども・若者の支援

【第5次計画における主な取り組み】

- 悩みを抱える若者や家族などを支援するため、若者総合相談センター(ユースサポート hub)を開設し、行政機関や民間支援団体と連携したサポートを実施しました。また、若者支援地域協議会を設置し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの関係機関・団体による縦と横のネットワークとして、相互に連携を図りながら若者を総合的に支援する仕組みづくりを行いました。
- ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある子ども・若者の支援として、ひきこもり地域支援センターによる相談対応や思春期訪問相談員の派遣などを実施しました。また、農業体験などを通して、就労など自立に向けた一歩を踏み出すための機会を提供する、子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施しました。
- 不登校児童生徒の様々な問題や悩みに対応する教育相談コーディネーターをすべての中学校区に配置したほか、相談支援を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しました。

【現状と課題】

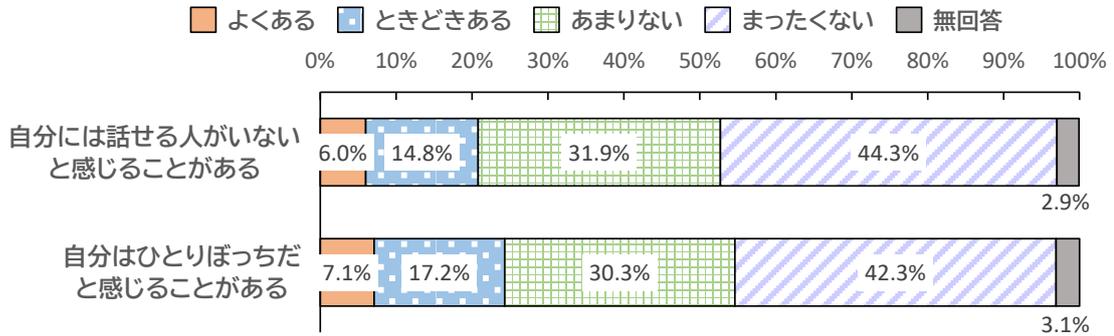
- ◆ SNSなどのオンライン上のコミュニケーションが増加し、子ども・若者の人間関係や悩みなどが周囲から見えづらくなっています。また、核家族化や共働きの増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近な人からのサポートを受けにくくなっています。
- ◆ 教育相談アンケートや面談の充実などにより、いじめの認知件数が増加しています。また、SNSなどインターネット上でのいじめも発生しています。
- ◆ コロナ下における生活環境の変化などにより、不登校児童生徒数が増加しています。不登校の要因や背景、支援ニーズが多様化するとともに、多様な学びの場を求める声が高まっています。
- ◆ 子ども・若者が家庭以外の居場所を求めて夜の公園などに集まり、様々なトラブルに巻き込まれる事案が発生しています。
- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、通勤や通学を含め普段から外出をしないと回答した若者のうち、その状態になってからの期間が3年以上である人は4割を超えています。また、外出をしなくなったきっかけとしては妊娠や病気以外に、不登校や人間関係が挙げられています。

【施策の方向性】

- 様々な悩みや問題を抱える子ども・若者を支援するため、総合的な支援・連携体制を強化するとともに、いじめの防止や対応、不登校の児童生徒の支援、ひきこもり・無業の状態にある若者などの社会参加、自立・就労の支援に取り組みます。

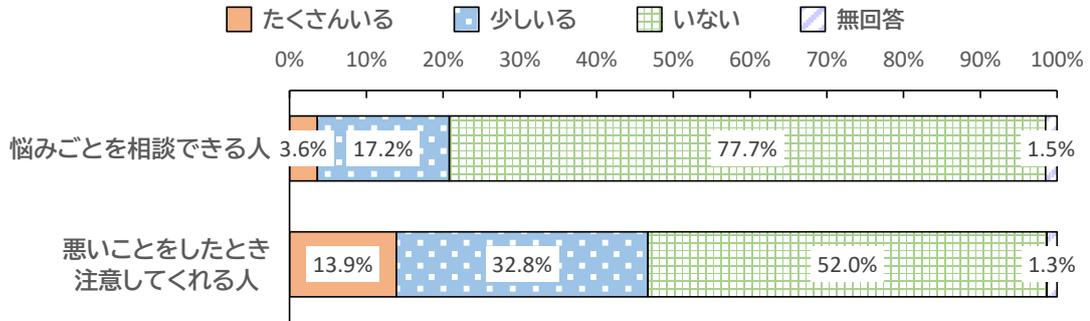
【関連データ等】

○日頃の気持ち(中高生等本人)



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○近所の大人との関わり(中高生等本人)



(参照:令和5年度 福岡市青少年の意識と行動調査)

○いじめの認知件数の推移

(単位:件)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	1,896	1,819	2,328	3,026	3,143
中学校	736	319	408	533	520

(福岡市教育委員会調べ)

※いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

○不登校児童生徒数の推移

(単位:人)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	871	1,059	1,480	1,997	2,403
中学校	1,634	1,660	2,055	2,403	2,774

(福岡市教育委員会調べ)

※不登校児童生徒の定義(文部科学省調査)

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

【主な取組み】

①総合的な支援・連携体制の強化

- ・子ども総合相談センター(えがお館)や区役所(保健福祉センター)における窓口での相談や、24時間の電話相談、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談など、様々な方法で子どもや保護者からの相談に対応します。
- ・若者総合相談センター(ユースサポートhub)において、社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの幅広い相談に応じます。また、様々な相談・支援機関や関係行政機関、若者支援団体との連携を強化することにより、支援が必要な若者を早期に把握するとともに、アウトリーチ型支援など実効性のある支援に取り組みます。
- ・福岡市内の若者支援団体で構成する「福岡市若者支援団体ネットワーク」において、情報やノウハウを共有するなど、それぞれの専門性を活かした支援が行えるよう、連携の強化に取り組みます。
- ・中学校卒業や高等学校等の中退・卒業をきっかけに、困難な状況にある子ども・若者への支援が途切れることのないよう、在学中から、スクールソーシャルワーカーなどの支援者や若者支援に取り組む関係機関・団体、社会的養護に関わる職員・施設、高校などが連携を図りながら、子ども・若者の社会的つながりの確保や、社会参加、自立の支援に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
SNS相談事業(施策10再掲)	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施
SNSを活用した教育相談事業	周りに相談できない児童生徒たちが、気軽に相談できるようSNS(LINE)を活用した相談事業を実施
若者総合相談センター(ユースサポートhub)	ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの相談に応じ、行政機関や若者支援団体と連携してサポートするほか、必要に応じて適切な支援先につなぎ、つないだ後も一定期間見守りサポートを実施
困難な状況にある若者への行政機関・若者支援団体等で連携した支援の実施	若者支援地域協議会の関係機関や民間支援団体の連携強化を図り、困難な状況にある若者の早期把握、切れ目のない支援を実施
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育と福祉の両面から、児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図るスクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
スクールカウンセラー活用事業	子どもが抱える課題の早期発見・早期対応を図り、課題の深刻化を防止するため、スクールカウンセラーをすべての市立学校に週1～2日(週8時間)配置

②いじめの防止・対応

- ・各学校において、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組みを推進するとともに、教員がいじめに関して正確に理解し、積極的にいじめの認知を行うことにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ・いじめ防止対策委員会を活用し、地域や家庭と連携した対策を進めるなど、より多くの大人が子どもの悩みなどを受け止められる体制づくりに取り組みます。
- ・学校や教育委員会、こども総合相談センター(えがお館)、法務局、警察などで構成する「福岡市いじめ問題対策連絡協議会」において、関係機関の連携を図りながら、いじめ防止対策を総合的・効果的に推進します。
- ・インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒が理解し、また、情報モラルを身につけられるよう、指導の充実を図ります。(施策6再掲)

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
いじめゼロプロジェクト	いじめの未然防止の観点から、児童生徒が主体的にいじめについて考え、いじめが起きにくい学級や学校を作る取組み及び保護者・地域などへの啓発活動を実施
Q-Uアンケートの実施	不登校やいじめの未然防止及び早期発見のためのQ-Uアンケートを行い、分析結果に基づいた支援を実施

③不登校の児童生徒の支援

- ・学校に行きづらさを感じる児童生徒に対しては、要因やその背景、支援ニーズを把握し、多様な学びの場を提供するなど、個々の児童生徒に応じた組織的かつ適切な指導や支援の充実を図ります。また、フリースクールなど民間施設を利用する不登校児童生徒に対しては、出席扱いの対応や動画型デジタル教材の提供を行うなど、連携した支援を実施します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
教育相談コーディネーターの配置	登校支援が必要な児童生徒に適切な指導・支援、ステップルームの運営のほか、学校におけるコーディネーターの役割を担うなど、登校支援が必要な児童生徒に対応する専任の教員(教育相談コーディネーター)を全中学校区に配置
教育相談機能の充実	不登校をはじめとする子どもの課題を改善するために、教育カウンセラーによる電話・面接相談を実施
教育支援センターの運営	社会的自立や学校復帰を支援する教育支援センターを各区に設置し、不登校児童生徒等へ組織的・計画的に個別面接や集団生活への支援を実施
学びの多様化学校の設置	不登校生徒等を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校「百道松原中学校」を設置

名 称	概 要
NPOとの共働による不登校児童生徒の保護者支援事業(不登校よりそいネット)	教育委員会とNPOとの共働による保護者支援事業「不登校よりそいネット」において、子どもの不登校に悩む保護者などからの問合せに対応する「不登校ほっとライン」や、不登校セミナー等の事業を実施
教育支援員配置事業	クラスに入りづらい児童が落ち着いて自分に合ったペースで学習・生活できるよう見守りを行う教育支援員を小学校に配置
不登校児童生徒のための学習支援事業	不登校児童生徒の学び直しや、学びの場の確保等に向けて、動画型デジタル教材を利用するためのアカウントを提供
大学生相談員派遣事業	ひきこもり、または、ひきこもりがちな児童生徒に、話し相手や遊び相手として大学生相談員を派遣し、社会的自立や学校復帰を支援

④ひきこもり・無業の状態にある若者等の社会参加、自立・就労の支援

- ・ひきこもりなどの状態にある子ども・若者やその家族に対し、相談事業や家族教室、訪問支援、集団活動の場の提供、必要な情報の提供など、社会的つながりの維持や社会参加、自立に向けた支援を行います。
- ・無業やひきこもり、非行の状態にあるなど社会生活を営むうえで困難な状況にある若者に対して、若者支援団体などと連携し、就労など自立に向けた一歩を踏み出すための機会を提供します。
- ・各区に設置している就労相談窓口において、キャリアコンサルタントなどによる個別相談を実施するとともに、企業とのマッチングを行うなど、若者の就労を支援します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
思春期ひきこもり地域支援センターの運営(地域思春期相談事業)	思春期ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり等の状態にある思春期後半の子どもたちを対象に、居場所の提供や、本人・家族への相談・支援を実施
思春期集団支援事業	思春期後半の心のケアを必要とするひきこもり等の状態にある子どもたちが安心して過ごせる場を提供
思春期ひきこもり等相談事業	思春期後半のひきこもり等の状態にある子どもとその家庭に対し、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を実施
成人期ひきこもり地域支援センター事業	成人期ひきこもり者の支援を充実するため、支援の核となる「よかよかルーム」において、相談支援体制を確保するとともに、ひきこもり状態にある本人やその家族の相談・支援を実施(おおむね20歳以上を対象)

名 称	概 要
子ども・若者活躍の場プロジェクト	ひきこもりや非行など社会生活を営むうえで困難な状況にある子ども・若者とともに行う農業体験などを通して、立ち直りや就労等に向けた一歩を踏み出す機会を提供
就労相談窓口事業	各区に設置している「就労相談窓口」において求職者を対象に、個別相談を行うほか、セミナーや求人企業の紹介等を行い、就職を支援するとともに、就労への一歩を踏み出せない方やその保護者等を対象に、臨床心理士がカウンセリングを実施し、就職による経済的自立を支援

【成果指標】

項目名		現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
悩みや心配ごとを「誰にも相談したくない」と答えた子ども・若者の割合	中高生等	9.5%	5%未満
	若者	5.4%	
困りごとや不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できていると答えた児童生徒の割合		66.6%	検討中 (次期教育振興 基本計画の 検討に合わせて 設定予定)

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
若者総合相談センター(ユースサポート hub)の相談件数	835 件	1,200 件
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	96.7%	検討中 (次期教育振興 基本計画の 検討に合わせて 設定予定)
不登校児童生徒のうち専門的な相談・支援を受けた人数	48.1%	
外出を普段しない状態にある子ども(中高生等)の相談先としてこども総合相談センター(えがお館)または思春期ひきこもり地域支援センターと回答した人の割合	8.3%	15%
ひきこもり成年地域支援センター(よかよかルーム)の新規相談件数(直近5か年)	379 件	465 件

目標 4 一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり

施策9 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの支援

【第5次計画における主な取り組み】

- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもに対し、一人ひとりに応じた適切な支援を行うため、療育センターなどで相談・診断・療育を実施しました。
- 新規受診児数の増加に対応するため、療育センターなどの体制を強化するとともに、運用の改善を行いました。さらに南部療育センターの整備や児童発達支援センターの増設、児童発達支援事業所の設置促進などに取り組みました。
- 発達障がい者支援センター(ゆうゆうセンター)において、自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者へ乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施しました。
- 障がい児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障がい児が利用する障がい福祉サービス等の利用者負担を軽減しました。
- 自閉症・情緒障がい特別支援学級の新設・増級や、特別支援学校高等部の新設、学校生活支援員の配置拡充など、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育に取り組みました。
- 関係機関等と連携し、障がいのある児童生徒の自立や社会参加を支援しました。

【現状と課題】

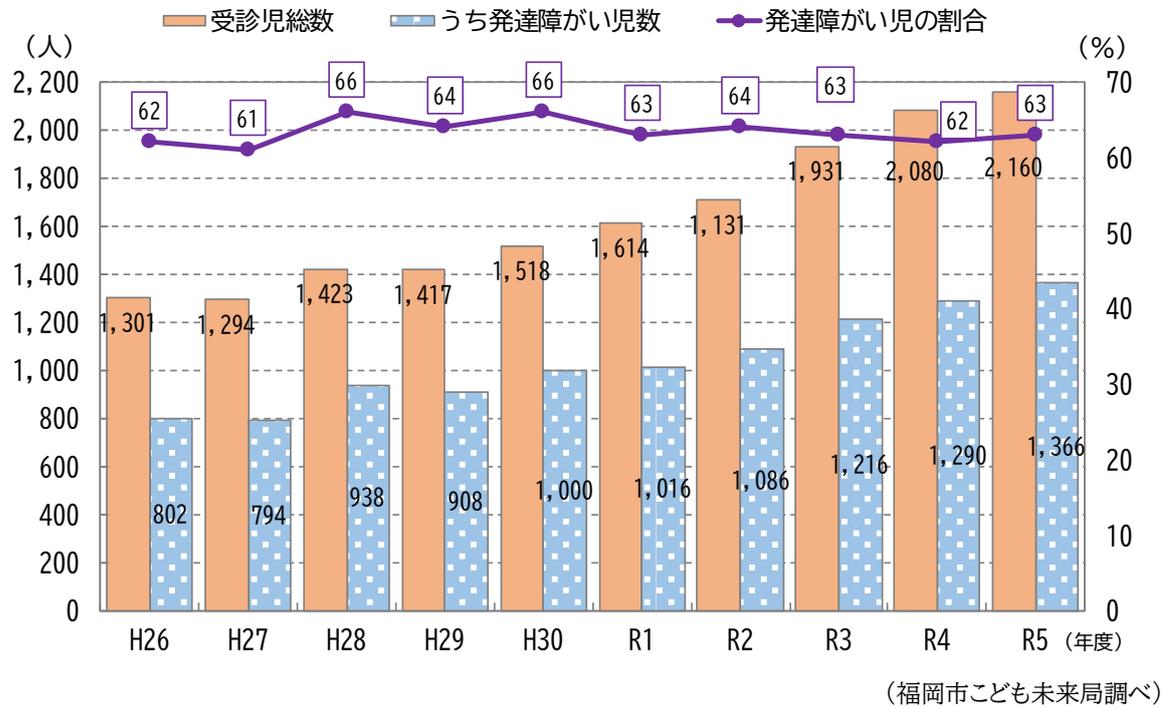
- ◆ 発達障がいへの社会的理解の広がりなどにより、療育センターなどにおける新規受診児数がさらに増加し続けており、診断やサービスの開始までに時間を要しています。2025(令和7)年4月に予定する南部療育センターの開所による効果などを踏まえ、更なる対策の必要性について検討していく必要があります。
- ◆ 共働き世帯の増加や発達障がい児の増加などにより、保育所等を利用しながら療育センターなどで療育を受けることへのニーズが高まっています。
- ◆ 居住校区の学校において、必要な支援を受けながら教育を受けることへのニーズが高まるなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が一層求められています。
- ◆ こうした状況などから、医療と福祉と教育の連携などによる切れ目のない支援や、インクルーシブな社会環境づくりが一層求められています。

【施策の方向性】

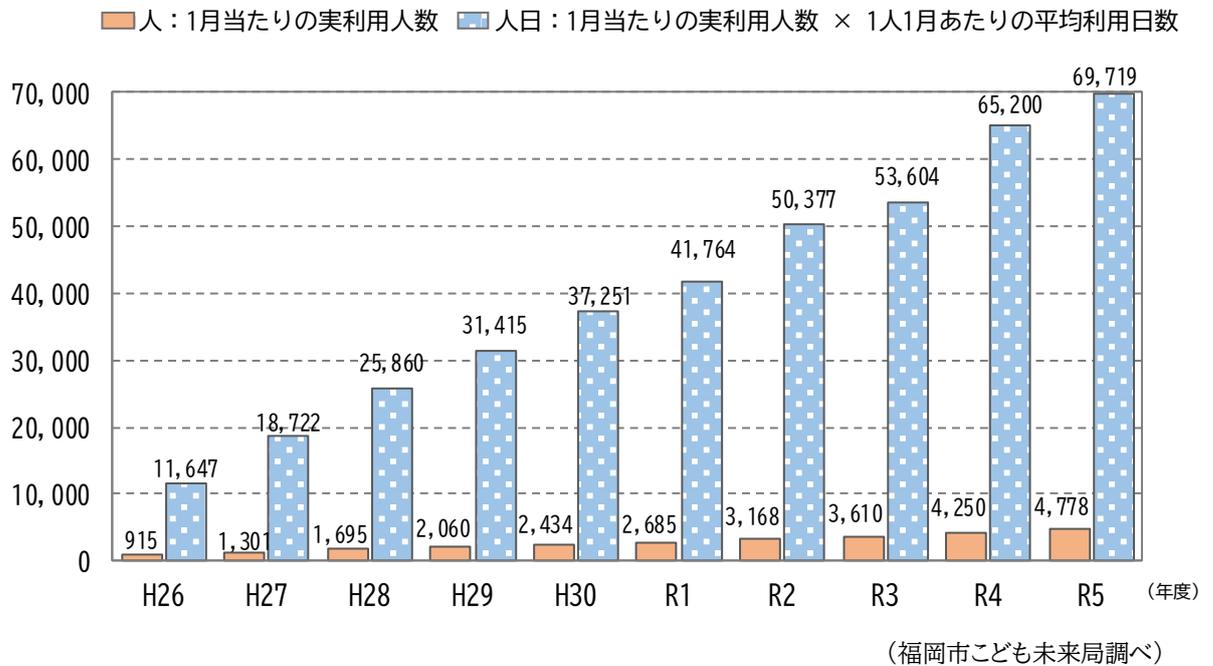
- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもが、自分らしく健やかに成長していけるよう、障がいの早期発見と療育・支援体制の充実に取り組みます。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進や放課後等の支援の充実に取り組みむほか、発達障がい児に対する一貫した支援を実施します。さらに、インクルーシブな社会の実現に向け、障がいに対する理解促進や自立・社会参加に向けた支援に取り組みます。

【関連データ等】

○療育センター等における新規受診児数の推移



○放課後等デイサービスの利用実績の推移



【主な取組み】

①障がいの早期発見と療育・支援体制の充実

- ・乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて保健指導や関係機関への紹介などを行います。また、乳幼児健康診査や医療機関などの受診時に「障がいの疑いがある」と診断された場合は、心身障がい福祉センターや療育センターで医学的診断を行い、障がいの早期発見に取り組みます。(施策3再掲)
- ・区役所(保健福祉センター)や療育センターなどにおいて、障がいのある子どものための相談窓口・支援施策をまとめたホームページや冊子を活用し、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- ・新規受診児数の増加などに対応するため、南部療育センターを開設し、相談・診断・療育機能を強化するとともに、その後の動向を注視し、必要に応じて対策を検討します。
- ・区役所(保健福祉センター)や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センター(えがお館)、発達障がい者支援センターが連携しながら、発達が気になった段階から、家族も含めた支援に取り組みます。
- ・障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や支援を受けることができるよう、「福岡市障がい児福祉計画」に基づき、児童発達支援などの支援体制を強化します。
- ・通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育や、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援、障がい児施設などにおける日帰りの一時支援や療育終了後の預かりなど、障がい児とその家族を地域で支える環境づくりを進めます。
- ・障がいのある子どもの保育ニーズの高まりなどに対応するため、医療的ケアを必要とする児童や障がいの程度が重い児童に対する保育サービスの提供体制を整備するなど、特別支援保育を推進します。
- ・障がい児入所支援については、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、可能な限り家庭的な環境での支援を推進します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
療育センター等	乳幼児が健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合に、総合的機関である心身障がい福祉センターや(東部・西部・南部)療育センターで発達状況などの医学的診断などを行い、適切な療育を実施
児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援などの療育を実施
特別支援保育(施策4再掲)	保育施設において、障がいや医療的ケアなど特別な支援を必要とする子どもの保育を実施し、健全な成長発達を促進するため、保育士の雇用費助成や訪問支援、研修等を実施

名 称	概 要
医療的ケア児保育(施策4再掲)	全公立保育所で医療的ケア児を受け入れる体制を整えるとともに、民間保育所等での受入れにかかる看護師雇用費を助成
医療的ケア児レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える自宅利用や医療保険の適用外となる自宅以外での訪問看護を実施

②特別支援教育の推進

- ・特別な支援を必要とする児童生徒数の増加などに対応するため、特別支援学級等の計画的な新設・増級など多様な学びの場の整備に取り組みます。
- ・各学校において、校長を中心に担任と特別支援教育コーディネーターが連携し、校内支援委員会の充実にも努めるなど、組織的な支援体制の構築に取り組みます。
- ・個別の教育支援計画と指導計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じた教育や、将来の自立と社会参加を目指した支援の充実などに取り組みます。
- ・障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組み、特別支援学校に加えて小・中学校における医療的ケア支援体制の整備など、インクルーシブ教育システムの充実を図ります。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
特別支援学級整備	小・中学校において、知的障がい、自閉症、情緒障がい、肢体不自由、聴覚障がい、視覚障がい、病弱等、障がいのある児童生徒の学びの場を、児童生徒の実態や学校の状況等踏まえ設置
通級指導教室整備	通常の学級に在籍する聴覚障がい、言語障がい、自閉症またはそれに類する障がいのある児童生徒の学びの場を設置
発達教育センターによる相談・支援	児童生徒の障がいの特性や状況等を的確に把握し、学校教育などについて保護者や教職員などを対象に教育相談を実施するとともに、障がいのある児童生徒の就学について専門的な立場から就学相談を実施
医療的ケア支援体制整備	医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する小・中・特別支援学校に学校看護師を適切に配置するとともに、医療的ケアが必要なために自家用車で送迎している保護者の負担を軽減するために、週1回の通学支援を試行的に実施
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施
ふくせき制度(交流及び共同学習)	特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的に籍を置き、居住地域の入学式に参加するなどの交流を通じて、地域の方々とつながりの充実を図る取組みを実施

③放課後等における支援の充実

- ・就学している障がい児に対し、授業の終了後または学校の休業日に生活能力向上のための支援などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- ・障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが、知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で支援を受けられることができるよう、「福岡市障がい児福祉計画」に基づき、放課後等デイサービスなどの支援体制を充実・強化します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、授業の終了後または学校の休業日において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを推進

④発達障がい児の支援

- ・発達障がい者支援センターを中心に、関係機関が連携を図りながら、自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた支援に取り組みます。
- ・専門家や団体、事業者、保健・医療・教育・福祉関係者などで構成する発達障がい者支援地域協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援の充実を図ります。
- ・発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育て交流サロンなどへのペアレントメンターの派遣を行うなど、保護者の支援に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
発達障がい者支援センター	発達障がい児・者及びその家族などの総合的な相談窓口として、様々な相談に応じ、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を実施
障がい児等歯科健康診査	障がい児等の早期からのむし歯などの歯科疾患を予防し、かかりつけ歯科医を持つことを目的に、歯科健診を委託歯科医療機関で実施

⑤障がいに対する理解促進と自立・社会参加に向けた支援

- ・障がい児や特別支援教育に対する正しい認識や理解を促進し、地域全体で障がい児が育まれるよう、特別支援学校の児童生徒と地域の小・中学校の児童生徒との交流活動を行うとともに、活動に取り組む団体への支援を行います。また、誰もがお互いを理解し、安心して自分らしく遊ぶことができる「インクルーシブな子ども広場」を整備します。

- ・発達障がいへの理解を促進するため、啓発活動や市民向け講座を実施します。
- ・学校と行政、障がい福祉の相談やサービスに関わる事業者などが連携し、障がいのある子ども・若者の社会的自立や就労に向けた相談・支援などの取組みを推進します。
- ・障がい者就労支援センターを中心に、関係機関が連携し、精神障がい・発達障がい・知的障がいなどがある若者の就労を支援するとともに、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓などを進めます。
- ・発達障がい者支援センターと障がい者就労支援センターの連携により、個々の特性を踏まえた効果的な就労支援を行うなど、発達障がい児・者のニーズに応えられる取組みを進めます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
インクルーシブな子ども広場整備事業(施策7再掲)	誰もがお互いを理解し、安心して笑顔で自分らしく遊ぶことができる遊び場づくりを実施
特別支援学校卒業生の就労促進	生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで構成する特別支援学校高等部就労促進ネットワーク(夢ふくおかネットワーク)において、関係団体・機関などとの連携を図り、就労を促進
障がい者就労支援センター	就職を希望する障がい者に対する個別支援のほか、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等への技術的支援などを実施

【成果指標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
療育センター等における支援件数	82,333 件	100,000 件 (R8 年度)

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
児童発達支援事業所(重心事業所等除く)の設置数	6 か所	29 か所 (R8 年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	13 か所	15 か所 (R8 年度)
個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、校内や学校間で引継ぎがなされているかという設問に「はい」と回答した校長の割合	94.0%	検討中 (次期教育振興 基本計画の 検討に合わせて 設定予定)
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21 か所	23 か所 (R8 年度)
ペアレント・トレーニング等支援プログラムの受講者数	473 人	630 人
障がい者就労支援センターにおける障がい者雇用サポートデスク(企業支援)の活動件数	1,073 件	1,126 件 (R10 年度)
障がい者就労支援センターにおける就労支援事業所等への技術的支援件数	624 件	655 件 (R10 年度)

施策 10 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

【第5次計画における主な取り組み】

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、各区にこども家庭センターを開設するなど関係機関の連携強化に取り組むとともに、アウトリーチ(訪問型)の専門相談や育児・家事の支援、見守り支援を実施しました。
- 児童虐待防止や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」について、多様な手法による啓発に取り組んだほか、市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のすべての児童生徒に貸し出されているGIGAスクール端末を活用し、悩みなどを抱える子どもが気軽に相談できる「福岡市こどもタブレット相談」を開始しました。
- 様々な事情を抱える特定妊婦などを対象に、産前・産後母子支援センター(こももティエ)を開設し、妊娠期から出産後までの継続的・総合的な支援を実施しました。また、育児不安や育児疲れの軽減に有効なショートステイについて、里親家庭で開始するなど、受け皿を大幅に拡大しました。
- 社会的養護体制の充実として、安定した家庭生活や養育力向上のための支援のほか、親子関係再構築の支援や里親委託の推進、児童養護施設などのケア単位の小規模化・多機能化に取り組みました。また、虐待などが原因で心理的な課題を抱える児童を対象に、心理治療や生活指導などを行う児童心理治療施設を開設しました。

【現状と課題】

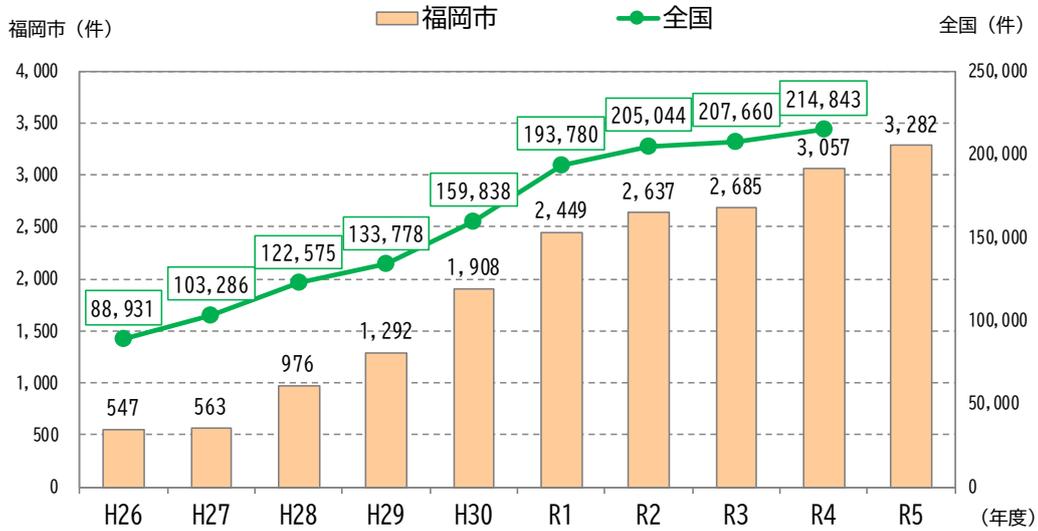
- ◆ 「子育て家庭を社会全体で支え、子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子どもに優しい都市福岡」の実現を目指し、市や関係機関、地域住民が一丸となって、児童虐待を未然に防ぐ様々な取り組みを推進する必要があります。
- ◆ 相談チャンネルの増加や社会的意識の高まりなどにより、児童虐待に関する相談・通告が増加し続けている一方、保護者が悩みなどを抱えたときに相談先が分からない、気軽に相談しづらいという声もあり、相談体制の充実が求められています。
- ◆ 社会的養護について、家庭的養育を推進する中、里親養育に対する包括的な支援の必要性が高まっています。また、児童養護施設等に入所する児童や社会的養護経験者などの自立支援の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応のため、アウトリーチ型支援や在宅支援などの充実を図るとともに、身近な相談支援体制の充実や関係機関の連携強化に取り組めます。また、家庭養育優先原則に基づき、親子関係再構築支援や里親養育の推進に取り組むほか、家庭復帰が困難な子どもについて養子縁組の推進・支援を行います。さらに、里親や児童養護施設等から措置解除となる子ども・若者の自立支援の充実を図ります。

【関連データ等】

○児童相談所の児童虐待相談対応件数の推移



(福岡市こども未来局調べ)

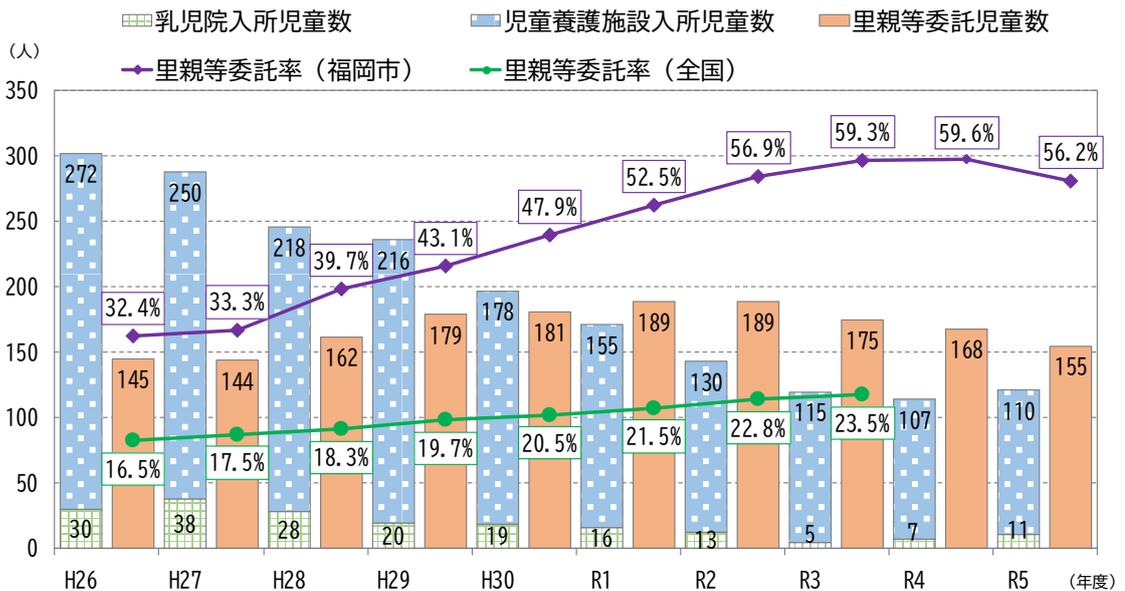
○子どもショートステイ延べ利用日数の推移

(単位：日)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
2,719	3,881	5,550	6,851	8,548

(福岡市こども未来局調べ)

○里親等委託児童数・施設入所児童数・里親等委託率の推移



※里親等委託率 = 措置された児童のうち、里親及びファミリーホームに委託された児童の割合

(福岡市こども未来局調べ)

【主な取組み】

①アウトリーチ型支援・在宅支援等の充実

- ・各区こども家庭センターにおいて、産科医療機関などと連携した妊娠期からの支援や、産後早期の支援、母子保健訪問指導、乳幼児健康診査などの機会を捉えて、育児不安が強い家庭や子どもの養育が困難な状況にある家庭の把握と早期支援に取り組みます。
- ・育児不安や育児疲れなどによる養育困難の深刻化を防ぐため、子どもショートステイについて、里親等による支援の拡充などにより、ニーズに応じた利用枠の確保を進めるとともに、里親支援センターによるマッチングなどに取り組みます。
- ・保護者が暴力に訴えることなく、子どもの発達段階に応じた適切な関わりを持つことができるよう、ペアレントトレーニングを実施するとともに、子どもプラザにおける講座の開催など啓発活動に取り組みます。
- ・休日や夜間において、「泣き声」通告を受けた際に、子育て見守り訪問員が速やかに訪問し、子どもの安全確認を行います。
- ・要保護児童等の保護者の負担軽減を図るため、養育支援訪問事業や育児・家事援助、児童育成支援拠点事業などを実施します。
- ・児童虐待の再発防止を図るため、こども総合相談センター(えがお館)や各区こども家庭センター、児童家庭支援センターが連携し、子どもや保護者との面接や家庭訪問などを継続的に実施します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
こども家庭センター(施策5再掲)	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
児童虐待防止等強化	児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止を図るため、関係職員を対象とした専門的な研修や専門家からの所見聴取、区における広報・啓発などを実施
子どもショートステイ	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施
親子関係づくりサポート事業	児童福祉施設において、親子の愛着形成や良好な関係づくりを促す親子支援を実施
子育て見守り訪問員派遣事業	休日・夜間に「泣き声」通告や保護者からの緊急保護の要請があった場合に、「子育て見守り訪問員」が家庭訪問を行い、子どもの安全確認などを実施
養育支援訪問事業	虐待のリスクを抱える家庭に対し、在宅支援サービスを提供するなど、虐待を未然に防止する取組みを実施
妊産婦等相談・生活支援事業	様々な課題を抱える特定妊婦等に対し、産前・産後母子支援センター(こももティエ)において、妊娠期から出産後の母子への継続的、総合的な支援を実施

名 称	概 要
支援対象児童等見守り強化事業	要保護児童支援地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなど、状況の把握や食事の提供、生活指導支援等を通じた子どもの見守りを実施
児童家庭支援センター	子どもに関する家庭からの相談対応や、区からの求めに応じ、必要な援助などを行うほか、こども総合相談センター(えがお館)からの委託による指導や里親、ファミリーホームなどへの支援などを実施
児童育成支援拠点事業	常設の居場所を設置し、家庭での養育にサポートが必要な子どもに対し、放課後から夜間、休日の生活支援等を実施
乳児院等のケア単位の小規模化	乳児院などにおいて家庭的な環境で養育できるよう、今後の社会的養護が必要となる児童数などを見込みながら、ケア単位の小規模化、地域分散化を促進

②身近な相談支援体制の充実

- ・子育て中の保護者が気軽に立ち寄れる場所への相談窓口の増設など、身近な相談支援体制の充実に取り組むとともに、24時間の電話相談やSNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業などを実施します。また、児童家庭支援センターの増設の検討など、専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。
- ・乳児とその家庭を地域全体で支えるため、民生委員・児童委員による子育て安心サポート事業や、乳幼児と保護者が自由に過ごせる子育て交流サロンの開設などを推進します。
- ・相談内容の多様化・複雑化に対応するため、体系的な研修の実施やOJTの充実を図るなど、こども総合相談センター(えがお館)や各区こども家庭センター職員の専門性の向上に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
地域子育て相談窓口(施策5再掲)	子育て世帯が気軽に立ち寄れる身近な場所に相談窓口を設置・運営
こども家庭センター(施策5再掲)	妊娠期からの相談支援体制の強化を図るため、各区に設置したこども家庭センターにより、関係機関が連携して妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施
区子育て支援推進事業	子育て不安の解消と虐待防止に向け、区の子ども総合相談窓口である子育て支援課において日常的に相談・支援を実施
こども総合相談センター(えがお館)	子どもに関する様々な問題に対して、子どもや保護者などを対象に、保健、福祉、教育の分野からの相談・支援を実施
SNS相談事業	子どもや保護者等が相談しやすいよう、SNSやGIGAスクール端末を活用した相談事業を実施

③関係機関の連携強化

- ・各区こども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能による一体的な支援を行うとともに、要保護児童支援地域協議会、こども総合相談センター（えがお館）、児童家庭支援センター、関係機関などと連携し、子ども家庭に関する福祉的・心理的な専門性を活かした相談・支援を行います。
- ・各区こども家庭センターにおいて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保育所等、学校などの各機関や、地域の居場所づくり活動などに取り組む住民と連携し、より身近な場所で子どもや家庭に寄り添いながら、課題を早期に把握し、支援できる地域づくりを推進します。
- ・家庭に復帰した子どもが適切に養育されるよう、関係機関や関係団体などが連携し、虐待の再発防止や良好な親子関係の維持などのための支援に取り組めます。
- ・医療機関を対象とした児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、各医療機関が関わった虐待の事例について相互に検討するなどの取組みを通じて、医療機関の児童虐待への対応力の向上を図ります。
- ・配偶者やパートナーからの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待について、配偶者暴力相談支援センターなどとの連携強化により、早期対応を行います。
- ・学校においては、教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどが連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域や行政機関と連携を図りながら、課題の深刻化を防止します。
- ・地域においては、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などが中心となり、困難を抱える子どもや家庭を見守り、支援するためのネットワークの構築などに取り組めます。
- ・子どもに関係する様々な機関や団体が参加する福岡市子ども虐待防止活動推進委員会において、虐待防止に向けた広報・啓発活動や研修を行うなど、市民、地域、企業とともに、社会全体で子どもを見守る取組みを進めます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
要保護児童支援地域協議会(要支協)	医師、弁護士、警察、教育、保育などの機関で構成する協議会において、要保護児童等への支援を図るため、情報共有や支援内容の協議、広報・啓発などを実施
児童虐待防止医療ネットワーク事業	拠点病院において、地域の医療機関からの相談への助言、教育研修、ネットワーク会議を実施し、市内の医療機関・関係機関相互の連携・支援体制を強化
DV相談・支援推進事業	配偶者暴力相談支援センターを中心に、関係機関と連携したDV被害者への支援及び連絡調整、相談員などの研修、DV防止啓発などを実施
子ども虐待防止活動推進委員会	子どもにかかる団体で構成する「子ども虐待防止活動推進委員会」において、虐待防止に向けた啓発などの活動を展開し、社会全体で子どもを見守る取組みを実施

④親子関係再構築支援

- ・里親や児童養護施設などに措置された子どもが、できる限り早期に家族と暮らすことができるよう、関係機関などとともに、家庭の生活安定や養育力の向上、親子関係の再構築に向けた支援のほか、保護者が暴力に訴えることなく子どもの発達段階に応じて適切に関わるための支援などを実施します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
親子関係再構築支援事業	親子関係の再構築を支援するため、保護者へのカウンセリングや親子プログラムを実施
親子関係形成支援事業	子どもとの関わりや子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を実施

⑤里親養育の推進

- ・子どもや保護者の様々なニーズに対応できるよう、里親のリクルートから委託後まで包括的かつきめ細かな支援を行う里親支援センターを開設し、質の高い里親養育を推進していくとともに、里親制度のさらなる啓発に取り組みます。
- ・こども総合相談センター(えがお館)や里親支援センターにおいて、里親の登録前から登録後まで、それぞれの段階に応じた研修などを実施します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
里親制度推進事業	NPOなどとの共働による「里親養育支援共働事業」に取り組み、里親制度の普及・啓発や里親研修などによる里親支援を実施
里親支援センター	里親のリクルートや支援を行う里親支援センターの開設準備

⑥養子縁組の推進・支援

- ・里親や児童養護施設などで保護・養育されている子どものうち、家庭復帰が困難な子どもについては、こども総合相談センター(えがお館)が中心となり、できる限り早期に養子縁組による新しい家族を確保するための支援に取り組みます。
- ・養子縁組をした親子が良好な関係を築き、子どもが養親のもとで心身とも健やかに成長できるよう、真実告知(「育ての親」であることを伝えること)などに関する研修・支援、思春期前後の困難に対する相談・支援、養子縁組家族同士の交流促進など、養子縁組後の継続的な支援に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
養子縁組の推進・支援	家庭復帰が困難な子どもについて、できる限り早期に養子縁組里親へ委託するとともに、マッチングから養子縁組成立、養子縁組後まで支援可能な体制を構築

⑦自立支援の充実

- ・里親や児童養護施設等からの自立を見据え、こども総合相談センター(えがお館)と里親・児童養護施設等、若者支援に関わる民間団体などが連携し、子ども・若者の自立に向けた支援を計画的に行います。
- ・児童自立生活援助事業所による支援の充実を図るとともに、里親や児童養護施設等から自立する(した)若者などに対し、施設職員、関係機関・団体、当事者グループなどが連携し、社会的つながりの維持や社会参加、自立の支援に取り組みます。
- ・若者総合相談センター(ユースサポートhub)において、社会生活を営むうえで困難な状況にある若者やその家族からの幅広い相談に応じます。また、様々な相談・支援機関や関係行政機関、若者支援団体との連携を強化することにより、支援が必要な若者を早期に把握するとともに、アウトリーチ型支援など実効性のある支援に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
児童自立生活援助事業	義務教育を終了した子どもなどに対し、共同生活を営むべき住居(自立援助ホーム)等において、相談その他の日常生活支援、生活指導、就業の支援を行うとともに、退所した子どもなどへの相談などの援助を実施

【成果指標】

項目名		現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
体罰をすることがあると回答した保護者の割合	小学生	17.7%	減少
	中高生等	10.3%	
里親等委託率		56.2%	60%

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
児童家庭支援センターの設置数	3か所	6か所
要保護児童支援地域協議会の会議や研修会の実施回数	724回	804回
里親登録世帯数	324世帯	444世帯
里親支援センター等による養子縁組に関する訪問等支援	400件	500件
社会的養護自立支援拠点事業の設置箇所数	－	1か所

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
虐待防止等強化事業、母親の心の健康支援事業 (養育支援訪問事業)	見込み	利用者数(人)	119 (R5年度末)	170	170	180	190	190
		延べ利用者数(人日)	1,771 (R5年度末)	2,150	2,250	2,320	2,480	2,580
	確保方策	支援員数(人)	84 (R5年度末)	95	100	105	110	115
子育て世帯訪問支援事業 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用者数(人日)	428 (R5年度末)	960	1,060	1,160	1,220	1,290
	確保方策	延べ利用者数(人日)	832 (R5年度末)	1,040	1,140	1,250	1,350	1,460
親子関係形成支援事業 (親子関係形成支援事業)	見込み	利用者数(人)	60 (R5年度末)	60	60	60	60	60
	確保方策	利用者数(人)	60 (R5年度末)	60	60	60	60	60
子どもショートステイ (子育て短期支援事業)	見込み	延べ利用者数(人日)	8,548 (R5年度末)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
	確保方策	延べ利用者数(人日)	8,548 (R5年度末)	11,100	11,800	12,500	13,100	13,500
児童育成支援拠点事業 (児童育成支援拠点事業)	見込み	利用者数(人)	－	60	75	75	100	100
	確保方策	利用者数(人)	－	60	75	75	100	100

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

施策 11 ひとり親家庭など様々な環境で育つ子どもの支援

【第5次計画における主な取組み】

- ひとり親家庭の就業や自立に向け、ひとり親家庭支援センターにおいて就業相談など各種相談に応じるとともに、日常生活の支援や交流イベントなどを実施しました。
- 養育費確保を支援するとともに、就職に有利な資格の取得を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格や多子加算の拡大などを実施しました。
- ひとり親家庭やひとり親になる前の家庭を対象に、各機関の相談窓口や支援にかかる情報を一元的に発信するポータルサイト「たよって」を開設しました。
- ヤングケアラーの専用相談窓口を開設し、当事者である子どもやその家族、支援機関などからの相談支援を行いました。また、ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣や、ヤングケアラー同士が悩みなどを共有し合うオンラインサロンを実施しました。
- 日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになるよう、日本語指導などのサポートを実施しました。

【現状と課題】

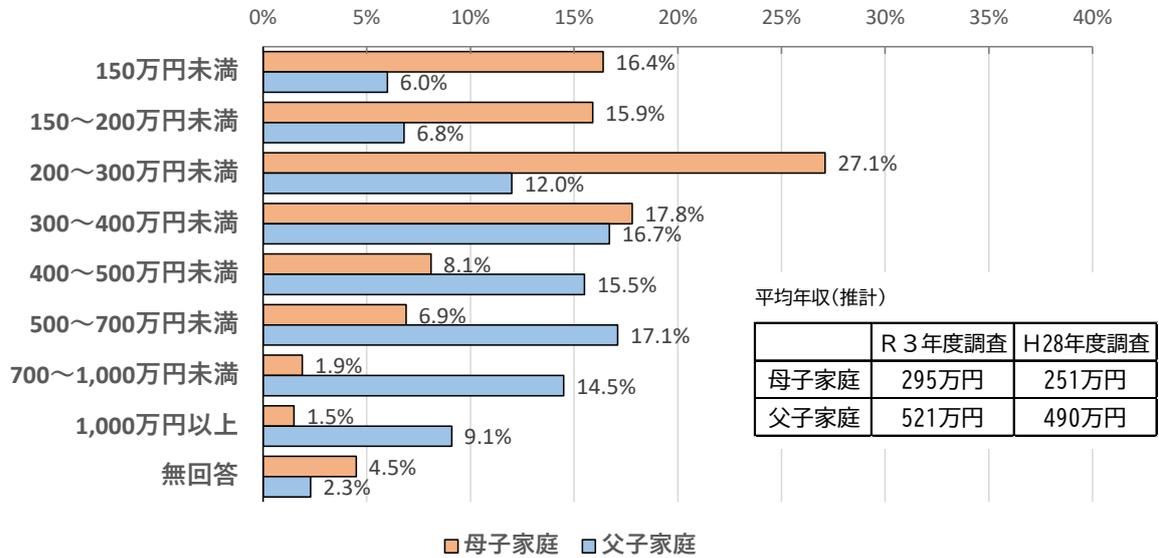
- ◆ 市の調査では、母子家庭の就業率は向上しており、最も多い就労形態は正社員となっていますが、依然として厳しい経済状況にあり、経済的支援や就業、自立支援が求められています。
- ◆ ひとり親家庭は他の世帯分類と比べ、「子どもと一緒に過ごす時間が不足している」と感じている割合が高く、子育てに関して悩んでいることについて、「子どもの時間を十分にとれないこと」を挙げる人が多い状況にあり、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- ◆ 家族の日常生活の世話などを行っている子どもや、外国にルーツを持つ子ども、性的マイノリティの子どもが、悩みや困難を抱えている場合があります。

【施策の方向性】

- 厳しい経済状況にあるひとり親家庭に対し、生活の支援や就業・自立に向けた支援を行うほか、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援に取り組みます。また、外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもについて、それぞれの状況やニーズに応じた支援に取り組みます。

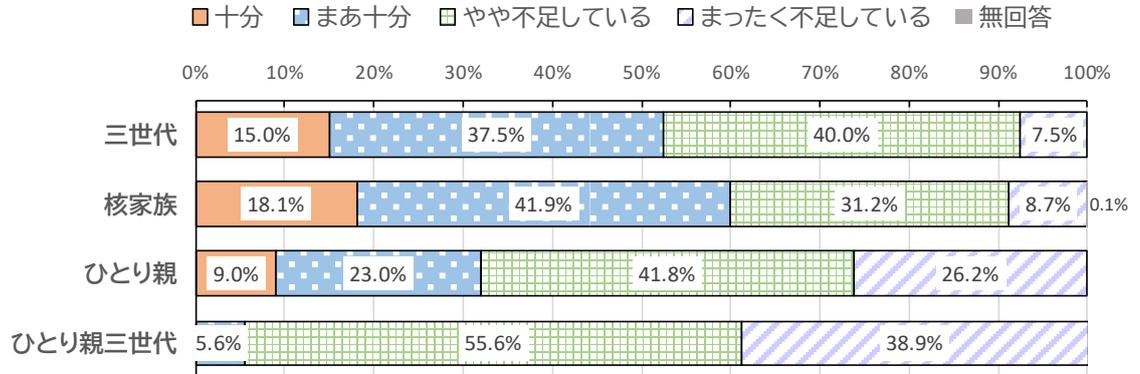
【関連データ等】

○ひとり親家庭の世帯の年間税込み収入



(参照:令和3年度 福岡市ひとり親家庭実態調査)

○子どもと過ごす時間の評価(平日) (小学生の保護者)



(参照:令和5年度 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

○日本語指導を受けている児童生徒数の推移(各年2月末時点)

(単位:人)

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
342	354	323	443	559

(福岡市教育委員会調べ)

【主な取組み】

①ひとり親家庭の生活支援

- ・各区保健福祉センターやひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおいて各種相談に応じるほか、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免、市営住宅の優先入居、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、医療費の助成などを行います。
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用促進や、子どもショートステイの実施などにより、ひとり親家庭の子育てや、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。(施策12再掲)

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
家庭児童相談室	母子・父子自立相談、女性相談、家庭・児童相談を実施
ひとり親家庭支援センター	各種相談(生活、就業、法律(養育費の取り決め、親権、金銭問題など))を行うほか、就業に結びつく可能性の高い技能・資格の取得に向けた就業支援講習会、養育費セミナー、自立支援プログラムの策定などを実施
男女共同参画推進センターにおける相談	各種相談(総合相談、アミカスDVダイヤル、法律相談、男性相談)を実施
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活安定と自立を促進するため、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(障がい児については20歳未満)の子どもを監護しているひとり親家庭の養育者に手当を支給
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居(施策2再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭、寡婦世帯の生活の安定と、その扶養する子どもの福祉の増進を図るため、原則、無利子で修学資金・就学支度資金などの貸付を実施
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と子ども、父母のない子どもの経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費を助成
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の修学などの自立促進や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して、支援を実施
子どもショートステイ(施策10再掲)	保護者が育児疲れや病気などで家庭での養育が一時的に困難な子どもについて、里親や児童養護施設などで短期間の預かりを実施
母子生活支援施設における自立支援	母子を保護し、自立を促進するためにその生活、就労、子どもに関する相談等の支援し、あわせて退所した者に対する相談、援助を実施

名 称	概 要
子どもの食と居場所づくり支援事業(施策12再掲)	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体(いわゆる子ども食堂)に対し、補助金交付等の支援を実施
子ども習い事応援事業(施策12再掲)	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成
ひとり親家庭への情報発信	ひとり親家庭支援施策をまとめたポータルサイトの運営やガイドブックの発行により、施策の周知を図る

②ひとり親家庭の就業・自立支援

- ・ひとり親家庭の就業支援のための中核的な施設として、ひとり親家庭支援センターにおいて、公共職業安定所や市の関係部署と連携を図りながら、相談から就業まで一貫した支援を行います。
- ・ひとり親家庭の保護者の就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援を行います。
- ・離婚した配偶者からの養育費の取得に関する啓発を行うとともに、ひとり親家庭支援センターなどにおいて法律相談の場を提供します。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して自立に取り組むひとり親家庭の親へ、入学準備金、就職準備金や住宅支援資金の貸付を実施
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が能力開発のために教育訓練講座を受講し修了した場合に、受講料の一部を給付金として支給
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が看護師などの就職に有利な資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業している場合に、4年間を上限に給付金を支給
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親またはその子どもが高卒認定試験のための講座を受講する費用の一部を助成
ひとり親養育費確保支援事業	ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費の取り決めに要する費用を助成

③ヤングケアラー支援

- ・ヤングケアラーや家族が気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう相談支援体制の充実を図るとともに、ヤングケアラーの早期発見・早期支援や年齢による切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。
- ・学校においては、教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどが連携し、子どもや家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、地域や行政機関と連携を図りながら、課題の深刻化を防止します。(施策 10 再掲)

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
ヤングケアラー相談支援事業	ヤングケアラー相談窓口のコーディネーターがヤングケアラーや家族、関係機関等からの相談に応じ、助言やその他必要な支援を行うほか、ヘルパーの派遣等を実施

④外国にルーツを持つ子どもや性的マイノリティの子どもの支援

- ・学校、こども総合相談センター(えがお館)などの関係機関が連携し、マイノリティの子どもやその家族の相談に応じます。
- ・福岡市外国人総合相談支援センターにおいて、出産・子育てや子どもの教育などを含め、在住外国人からの生活全般にかかる相談に対応し、必要に応じて法律などの専門相談や関係機関への案内を行います。また、区役所やこども総合センター(えがお館)の窓口において電話通訳を活用し、様々な相談に応じるとともに、保育所等における翻訳機の導入を支援します。
- ・外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対する支援として、妊娠届出時に外国語の母子健康手帳を交付するとともに、乳幼児健康診査や児童手当など様々な子育て支援情報を外国語で提供します。
- ・日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるよう、また、様々な場面でコミュニケーションを図ることができるよう、学校や地域において日本語の習得の指導・支援を行います。
- ・外国にルーツを持つ子どもを対象に、多言語による就学・進路相談会を開催するなど、多文化共生の取組みを推進します。
- ・学校において、日常的に性の多様性について意識できる環境や、児童生徒が相談しやすい環境を整えます。
- ・多様性を認め合う社会の実現に向け、様々な媒体による普及・啓発に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
子ども日本語サポートプロジェクト	福岡市立小・中学校、特別支援学校(小・中学部)に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が、いち早く日本の学校生活になじみ、日本語での学習に取り組めるようになることを目的として、日本語指導等のサポートを実施

名 称	概 要
福岡市外国人総合相談支援センター	在住外国人からの生活全般に係る相談に対応し、必要に応じて法律などの専門相談や関係機関への案内を実施
外国にルーツを持つ子どもを対象とした多言語による就学相談会	外国にルーツを持つ就学前の子どもや保護者に対して、日本の学校についての相談会を開催
多様性を認め合う社会の実現に向けた普及・啓発	性の多様性の理解増進を図るため、講演会等の開催、ふくおかLGBTQフレンドリー企業登録制度の実施などにより、市民や企業に対する啓発を実施

【成果指標】

項目名		現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
ひとり親家庭の親の就業率	母子家庭	89.0% (R3年度)	90% (R8年度)
	父子家庭	93.0% (R3年度)	94% (R8年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合	母子家庭	64.8% (R3年度)	減少 (R8年度)
	父子家庭	88.5% (R3年度)	

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数	39人	60人
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定数	61人	100人
日本語指導を終えた児童生徒のうち「友達と日本語で会話できるようになって楽しく過ごせた」と回答した児童生徒の割合	—	検討中 (次期教育振興基本計画の検討に合わせて設定予定)
子どもを対象とする地域の日本語教室数	1	10
講演会等でのアンケートで「性的マイノリティの人権問題についての関心や理解が深まった」と答えた割合	93.7%	95%以上 (毎年度)

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策】

事業名(国事業名)		指数	現状値	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ヤングケアラー相談支援 (子育て世帯訪問支援事業)	見込み	延べ利用者数(人日)	165 (R5年度)	400	550	690	840	990
	確保方策	延べ利用者数(人日)	624 (R5年度)	830	830	940	940	1,040

※事業の実施は、毎年度の予算編成で検討のうえ、議会の議決を経て決定する。

施策 12 子どもの貧困対策の推進

【第5次計画における主な取組み】

- 学校において、教育と福祉の両面から児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る放課後補充学習の拡充などに取り組みました。
- 生活保護・生活困窮の子どもがいる世帯に対し、訪問型の相談・学習支援を実施したほか、生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの体制強化などに取り組みました。
- 子どもたちへの食事の提供と居場所づくり活動を行う民間団体に対し、補助金の交付や立上げ・運営支援を実施するとともに、支援の拡充などに取り組みました。
- 経済的な事情を抱える子育て家庭に対し、各種手当の支給、助成、給付、貸付、減免などを実施しました。

【現状と課題】

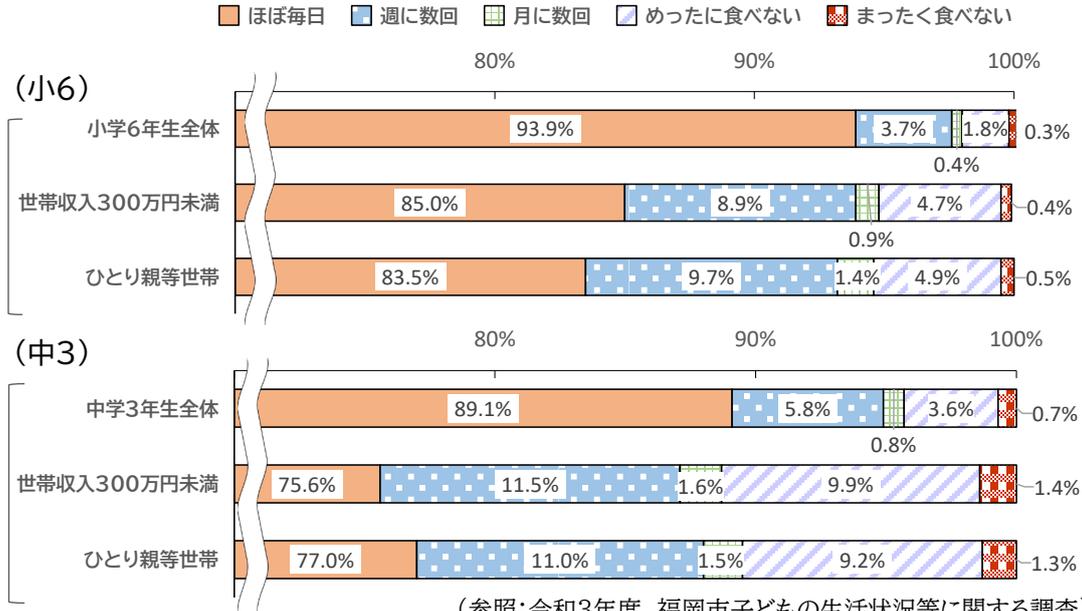
- ◆ 本市の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、近年減少傾向にあります。また、市立小・中学校における就学援助認定者数は、近年横ばい傾向にあります。
- ◆ ひとり親家庭の親の就業状況や養育費の取決め・受取りに関する割合などは改善傾向にありますが、依然として厳しい経済状況にあるひとり親家庭への支援が求められています。
- ◆ 2021(令和3)年度に実施した市の調査によると、収入が低い世帯やひとり親世帯では、全世帯に比べて、子どもの生活環境が安定しない、学習が遅れがち、体験機会が少ないなどの傾向が見られます。
- ◆ 2023(令和5)年度に実施した市の調査によると、収入が低い世帯では「子育ての相談相手がいない」「情報の入手先が分からない」などの回答が多く、孤独・孤立化の傾向も伺えます。
- ◆ 2024(令和6)年度に、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が施行され、国において貧困対策に関する目標や基本理念の充実が図られました。地方公共団体は、同法において、引き続き国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することとされています。

【施策の方向性】

- すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進します。また、支援が着実に届くよう、アウトリーチ型支援の充実等を図るとともに、地域や関係機関などとの連携強化に取り組みます。

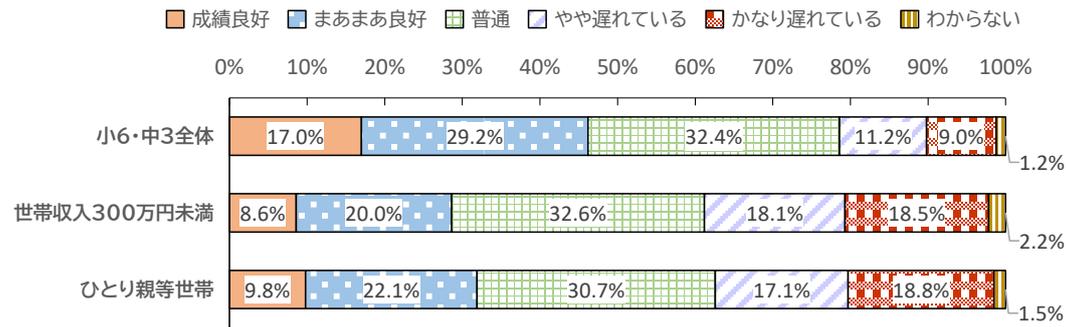
【関連データ等】

○子どもの平日の朝食摂取状況(小6/中3、収入 300 万円未満やひとり親等の世帯)



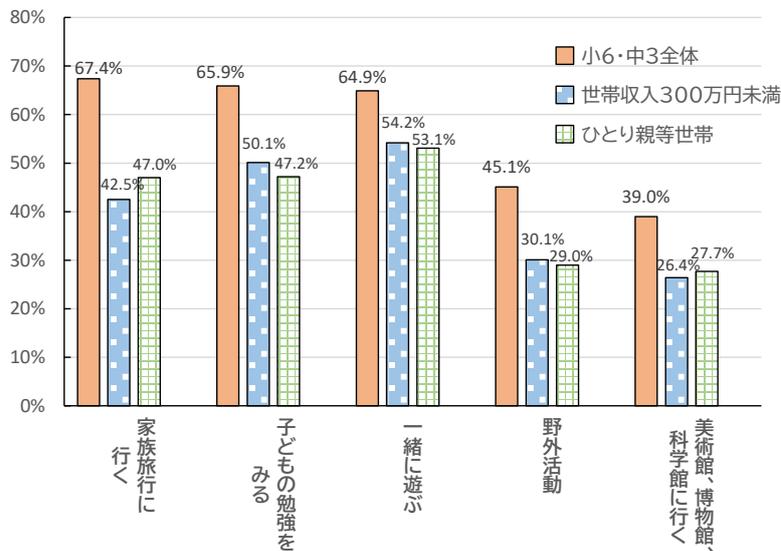
(参照: 令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)

○学校などでの勉強の成績(小6及び中3、収入 300 万円未満やひとり親等の世帯)



(参照: 令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)

○家庭で子どもと行うこと(小6及び中3、収入 300 万円未満やひとり親等の世帯)



(参照: 令和3年度 福岡市子どもの生活状況等に関する調査)

【主な取組み】

①教育の支援

- ・家庭の経済状況にかかわらず、教育の機会均等や学校教育の充実が図られるとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、就学や学習の支援、教育費の援助、進学への支援などに取り組みます。
- ・学校において、貧困をはじめとした課題を抱える児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図ることができるよう、スクールソーシャルワーカーによる教育相談・支援の充実に取り組みます。
- ・生活習慣や育成環境に課題がある世帯について、子どもの状況を踏まえた個別支援・学習支援に重点的に取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
実費徴収にかかる補足給付事業	生活保護世帯や低所得世帯等に対して、保育所・幼稚園などに支払う日用品費や行事参加費、副食費などの実費を助成
就学援助	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費、入学準備金などの支援を実施
特別支援教育就学奨励費(施策9再掲)	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を実施
福岡市教育振興会奨学金	経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、入学資金及び奨学資金を貸与し、修学を支援
スクールソーシャルワーカー活用事業(施策8再掲)	教育と福祉の両面から、児童生徒の家庭や学校における環境に働きかけ、関係機関と連携して児童生徒の課題の改善を図るスクールソーシャルワーカーをすべての市立学校に週1～2日配置
ふれあい学び舎事業	すべての小学校で、地域人材を活用した放課後補充学習を実施し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図る
地域学び場応援事業	小・中学生を対象に実施する放課後補充学習活動に取り組む地域グループを支援
子どもの健全育成支援事業(学習支援)	生活保護世帯等の子どもに対し、学習習慣の定着や高等学校等への進学、中途退学防止などを目的として学習支援を実施
高校進学支援プログラム	生活保護世帯の子どもと保護者に対し、学習環境の確立や進学費用の準備に向けた助言など、高校進学への意識を高めるための支援を実施
進学・就職準備給付金	生活保護受給世帯の子どもの、大学等への進学や就職による自立助長を支援する目的で、進学または就職する高校3年生に一時金を支給

②生活の安定に資するための支援

- ・貧困の状況にある子どもや家庭が、安定した生活環境で、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、区役所や生活自立支援センター、ひとり親家庭支援センター、若者総合相談センターなどにおいて、生活上の様々な問題に関する相談・支援に取り組みます。
- ・子どもが様々な人との交流や体験を通して、主体性や協調性、安心感などを育み、心豊かに成長することができるよう、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりへの支援や、多様な体験機会の確保などに取り組みます。
- ・地域や関係機関等と連携を図りながら、生活習慣や育成環境に課題がある世帯の子どもと保護者への伴走型支援を行います。また、子どもや家庭とつながり、見守り、必要に応じて支援へとつないでいくためのアウトリーチ型支援の充実などに取り組みます。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
生活自立支援センター	生活困窮者の相談窓口である生活自立支援センターの相談支援員の中に、主に子どもの教育や養育等に関する相談支援を担当する「子ども支援員」を配置
ひとり親家庭の生活の支援(施策11再掲)	各区保健福祉センター、ひとり親家庭支援センター、男女共同参画推進センターにおける相談支援、母子生活支援施設における自立支援、ひとり親家庭への情報発信、日常生活支援事業など
市営住宅における子育て世帯やひとり親家庭の優先入居(施策2再掲)	市営住宅の定期募集(抽選方式)にあたり、子育て世帯の募集枠を別枠で3割確保するなどの優遇制度を実施するほか、子育て(乳幼児)世帯や多子世帯、ひとり親家庭を随時募集の要件として設定
子どもの食と居場所づくり支援事業	子どもたちへの食事の提供に加え、遊びや学習支援などの居場所づくりを行う民間団体(いわゆる子ども食堂)に対し、補助金交付等の支援を実施
子ども習い事応援事業	生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯等の小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者を対象に、電子クーポンを交付し、習い事費用を助成
貧困の状況にある子どもを支える地域ネットワーク構築事業	子ども食堂の立上げや運営等を支援するとともに、貧困の状況にある子どもを支援するための地域ネットワーク構築を目指し、研修会や情報交換会等を実施
子どもの健全育成支援事業(相談支援)	生活保護世帯を含めた生活困窮世帯に対し、関係機関との連携を図りながら世帯が抱える様々な課題にかかる相談・支援を実施

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・保護者の自立や職業生活の安定・向上に資するよう、保護者に対する各種就労相談・支援などに取り組みます。
- ・ひとり親家庭の就業・自立支援として、ひとり親家庭支援センターにおける、相談から就業までの一貫した支援や、就業に有利な資格の取得や能力開発など、就業や転職のための支援などを行います(施策11再掲)。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
ひとり親家庭の就労支援(施策11再掲)	高等職業訓練促進資金貸付事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業など

④経済的支援

- ・子育てにかかる経済的負担を軽減し、家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給、助成、給付、貸付、サービスの利用料の減額・免除などの経済的支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭については、離婚した配偶者からの養育費確保に関する支援などを行います(施策11再掲)。

<令和6年度の主な関連事業>

名 称	概 要
ひとり親家庭の経済的支援(施策11再掲)	児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親養育費確保支援事業など

【成果指標】

項目名		現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
生活保護世帯に属する子どもの進学率	高校等	88.2%	98%
	大学等	38.3%	増加
子育ての悩み等について「相談相手がいない」と答えた保護者の割合(収入 300 万円未満の世帯)	乳幼児	12.1%	減少
	小学生	5.4%	
	中高生等	6.6%	
ひとり親家庭の親の就業率(施策11再掲)	母子家庭	89.0% (R3年度)	90% (R8年度)
	父子家庭	93.0% (R3年度)	94% (R8年度)
離婚によってひとり親となった世帯のうち、離婚した相手から養育費を受け取っていない世帯の割合(施策11再掲)	母子家庭	64.8% (R3年度)	減少 (R8年度)
	父子家庭	88.5% (R3年度)	

【事業目標】

項目名	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)
子どもの健全育成支援事業(学習支援)の利用人数	34人	600人
子ども食堂(食事提供を伴う子どもの居場所)の中中学校区充足率	79.7% (R6年度)	95%
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数(施策 11 再掲)	39人	60人
ひとり親家庭支援センターにおける自立支援プログラム策定数(施策 11 再掲)	61人	100人

卷末資料
(計画の検討経過)

1 検討経過

令和5年4月～11月	みんなで作る福岡市の将来計画プロジェクト
令和5年11月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 青少年の意識と行動調査
令和6年2月8日	福岡市子ども・子育て審議会総会(諮問及び審議)
令和6年5月13日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会②・③(審議)
令和6年5月15日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会①(審議)
令和6年5月20日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会④(審議)
令和6年5月26日	第6次福岡市子ども総合計画策定に向けたワークショップ
令和6年6月1日	第6次福岡市子ども総合計画策定に向けたワークショップ
令和6年6月5日～ 7月16日	関係団体へのヒアリング
令和6年6月21日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会③(審議)
令和6年6月25日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会①(審議)
令和6年6月26日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会②(審議)
令和6年6月28日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会④(審議)
令和6年7月30日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会③(審議) 福岡市子ども・子育て審議会専門委員会①(審議)
令和6年7月31日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会②(審議)
令和6年8月1日	福岡市子ども・子育て審議会専門委員会④(審議)
令和6年8月29日	福岡市子ども・子育て審議会総会(審議)
令和6年11月29日	福岡市子ども・子育て審議会総会(審議)
令和6年12月●日～ 令和7年1月●日	第6次福岡市子ども総合計画策定(案)に関する市民意見募集
令和7年2月●日	福岡市子ども・子育て審議会総会(答申の取りまとめ)
令和7年3月●日	福岡市子ども・子育て審議会より市長に答申
令和7年3月	第6次福岡市子ども総合計画策定

2 福岡市こども・子育て審議会

(1)概要

児童福祉をはじめとした子ども施策を総合的に推進するための審議会であり、学識経験者、子ども・子育て支援事業の従事者などで構成されています。

第6次福岡市子ども総合計画の策定について、福岡市から諮問を受け、分野別に専門的な知見等を持つ委員で構成する4つの専門委員会を設置し審議を行った後、審議会(総会)による審議を行いました。

(2)委員名簿 ◎=委員長、○=副委員長

氏名	役職(所属・推薦団体等)
安孫子 健輔	NPO 法人子どもアドボカシーセンター福岡理事長
荒上 治	福岡市青少年育成連絡会代表
池田 良子	福岡市議会教育こども委員会委員
池本 登紀子	福岡市私立幼稚園 PTA 連合会会長
石松 純	一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟会長
井藤 良光	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事
大寶 孝子	筥松校区子ども会育成連合会会長
大森 充	連合福岡・福岡地域協議会副議長
奥村 賢一	福岡県立大学大学院准教授(人間社会学研究科)
尾花 康広	福岡市議会教育こども委員会委員
門田 理世	西南学院大学教授(人間科学部)
金山 ふみ	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団九州沖縄事業本部副本部長
古賀 誠子	福岡県私学協会福岡支部監事
酒瀬川 秀穂	和白青松園園長
佐藤 裕保	福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室長兼児童虐待対策室長
白川 義人	福岡市 PTA 協議会副会長
調 崇史	福岡市議会教育こども委員会委員
○ 谷口 初美	福岡女学院看護大学副学長
中山 英樹	福岡市医師会常任理事
西田 淳一	福岡市立中学校校長会代表
野坂 和幸	福岡市立小学校校長会代表
はしだ 和義	福岡市議会教育こども委員会委員
藤田 英隆	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事

氏 名	役職(所属・推薦団体等)
増田 健太郎	九州大学大学院名誉教授(人間環境学研究院)
◎ 松浦 賢長	福岡県立大学理事(看護学部 教授)
松本 恭子	福岡商工会議所専務理事
松本 みほ	一般社団法人福岡市保育協会副理事長
本山 美恵	福岡保護観察所首席保護観察官
柳 優香	福岡県弁護士会代表
山下 洋	九州大学病院特任准教授(子どものこころの診療部)
綿貫 康代	福岡市議会教育子ども委員会委員

※2024(令和6)年11月現在、五十音順、敬称略

(3) 専門委員会

	専門とする事項
<p>専門委員会① 【妊娠期～乳幼児期】</p> <hr/> <p>会 長:谷口 初美 副会長:門田 理世</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母と子の心と体の健康づくり ・幼児教育・保育の充実 ・身近な地域における子育て支援の充実 等
<p>専門委員会② 【学齢期～青年期】</p> <hr/> <p>会 長:増田 健太郎 副会長:西田 淳一</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所や体験機会の充実 ・青少年の健全育成と自己形成支援 ・若者等の相談支援と居場所の充実 等
<p>専門委員会③ 【全年齢】</p> <hr/> <p>会 長:奥村 賢一 副会長:山下 洋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援体制の充実 ・児童虐待防止対策と在宅支援の強化 ・ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策の推進 ・障がい児の支援 等
<p>専門委員会④ 【全年齢】</p> <hr/> <p>会 長:松浦 賢長 副会長:安孫子 健輔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てを応援する環境づくり ・子どもの権利擁護の推進 等

※敬称略

(4)こども・子育て審議会への諮問

こ 政 第 70 号
令和6年2月8日

福岡市こども・子育て審議会
委員長 松浦 賢長 様

福岡市長 高島 宗一郎

「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について（諮問）

福岡市では、「第5次福岡市子ども総合計画」に基づき、安心して生み育てられる環境づくり、子ども・若者の自立と社会参加、様々な環境で育つ子どもの健やかな成長という3つの基本目標の下で、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもや子育て家庭のニーズを踏まえながら、支援の充実を図ってまいりました。

一方で、少子化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化に伴うニーズの多様化、児童虐待相談対応件数の増加など、社会情勢や子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、社会情勢等の変化に対応するとともに、当事者の視点に立って支援を充実し、総合的・計画的に推進していくため、「第6次福岡市子ども総合計画」を策定してまいりたいと考えております。

つきましては、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査等

(1)概要

子育てに関する意識、教育・保育事業及び子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望、青少年の意識や生活実態などを把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2)調査期間

令和5年11月6日(月)～令和5年11月30日(木)

(3)調査方法

配布:郵送

回収:郵送及びWEB

(4)調査対象及び回収状況

区分	子ども・子育て支援に関するニーズ調査			青少年の意識と行動調査	
	乳幼児の保護者	小学生の保護者	中学生・高校生等の保護者	中学生・高校生等	青年等(18~39歳)
配布数	8,000	4,000	4,000	2,000	4,000
回収数	3,375	1,784	1,746	548	1,001
回収率	42.2%	44.6%	43.7%	27.4%	25.0%

※調査対象者は住民基本台帳から無作為に抽出

(5)調査結果

福岡市ホームページに掲載しています。

※URL 及び二次元コードを掲載予定

4 子ども・若者・保護者を対象としたワークショップ

(1)概要

第6次福岡市子ども総合計画の策定に向け、子どもや若者、子育て中の保護者から直接意見を聴くため、ワークショップを実施しました。

(2)開催日

2024(令和6)年5月26日(日)及び6月1日(土)

(3)場所

福岡市美術館アートスタジオ

(4)参加状況

小学生、中学生、高校生世代、若者(18～39歳)、保護者の区分で参加者を募集。
計5回実施し、計65名が参加。

【当日の様子】



(5)実施内容や主な意見等

福岡市ホームページに掲載しています。

※URL 及び二次元コードを掲載予定

5 関係団体へのヒアリング

不登校やいじめ、非行、ひきこもり、障がいなどにより声を上げにくい状況にある子ども・若者や不妊で悩む人などの現状や課題、ニーズ等を把握するため、関係機関等において現場で直接支援に携わっているスタッフ等へヒアリングを実施しました。

施設・団体名・職名	活動内容	実施日
スクールカウンセラー	学校における児童生徒、保護者、教員からの相談支援等	R6.6.27
スクールソーシャルワーカー	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ等	R6.7.16
ユースサポート hub	困難な状況にある若者や家族の相談支援	R6.6.28
若者支援団体ネットワーク	様々な悩みを抱える若者への支援	R6.6.28
SOS 子どもの村	ヤングケアラー本人や家族、教員等の相談支援	R6.6.17
子ども食堂運営団体	子どもたちへの食事の提供、居場所づくり	R6.6.18 R6.6.19
よかよかルーム	成人期のひきこもり状態にある本人や家族の支援	R6.6.7
不妊・不育専門相談センター	不妊や不育に悩む夫婦や家族を対象とした相談支援	R6.6.5
福岡市保育協会 公立保育所 福岡市私立幼稚園連盟	保育現場で働く保育士、幼稚園教諭	R6.6.27
療育を考える会 2歳児の進路を考える会	福岡市の療育施設に通う障がい児（乳幼児期）の保護者会	R6.6.5
放課後等デイサービス事業所	学齢期の障がい児の支援	R6.6.14
ひとり親家庭支援センター	ひとり親家庭の自立支援	R6.6.14

6 「みんなでつくる福岡市の将来計画プロジェクト」

(1)概要

上位計画である「第10次福岡市基本計画」の策定にあたり、子どもや若者をはじめ、幅広い市民等から多様な手法により意見を募集しました。

(2)実施期間

令和5年4月25日～10月31日(ワークショップ等については11月末まで)

(3)実施内容

- | | |
|------------------|---------------|
| ・オンラインアンケート | ・ゲームを活用した取り組み |
| ・メールや郵送等による意見の受付 | ・小中学校での意見募集 |
| ・外国からの来訪者へのアンケート | ・有識者インタビュー |
| ・ワークショップ | ・民間主導の取り組み |

- ▶ スマートフォンなどから、いつでも誰でも回答できるオンラインアンケートを実施し、多くのご意見をいただきました。福岡市や自分自身の未来についての自由記述意見では、延べ3,315件のうち、子ども・教育関連で652件の意見が寄せられました。
- ▶ メールや郵送などによる意見受付では、延べ43件のうち、17件が子ども・教育に関する意見でした。
- ▶ 高校や大学、市民サークルなど、多様なコミュニティに市職員が参加し、参加者自身が福岡市の未来について一緒に考え、語り合うワークショップを開催しました。延べ961件のうち、131件が子ども・教育に関する意見でした。
- ▶ 約12万人の小中学生を対象に、一人一台のタブレット端末でアンケートを実施し、その結果を実行委員会の小中学生10名がとりまとめ、「福岡こども未来サミット」で「福岡市の将来像」を発表しました。

(3)主な意見など

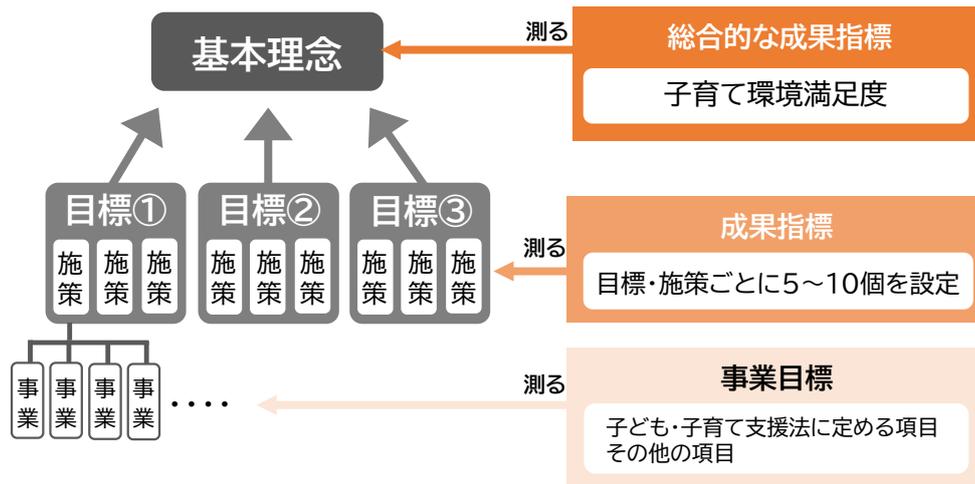
福岡市ホームページに掲載しています。

※URL 及び二次元コードを掲載予定

第6次福岡市子ども総合計画の成果指標について

1 第5次計画の指標体系

○総合的な成果指標(子育て環境満足度)のほか、基本目標ごとに成果指標及び事業目標を設定。



【参考】これまでの計画の指標体系

第1次--成果指標なし

第2次--目標事業量を設定(福岡市新・基本計画の成果指標(子ども関係)を併記)

第3次--目標事業量と成果指標を設定

第4次--総合的な成果指標、成果指標、事業目標(法定項目、市独自項目)

2 第6次計画の成果指標について

○指標体系は第5次計画を踏襲しつつ、下記の見直しを行う。

指標	見直しの考え方
総合的な成果指標	保護者視点に加え、 子どもの視点の指標を追加
成果指標	施策と指標の関係性を分かりやすくするとともに、より効果的に進捗管理を行う観点から、 施策ごとに成果指標を設定